

官報

號外 昭和十五年三月八日

第七十五回 衆議院議事速記録第二十一號

昭和十五年三月七日(木曜日)

午後二時十二分開議

議事日程 第二十號

昭和十五年三月七日

第一議員齋藤隆夫君懲罰事犯ノ件

(委員長報告)

第二石炭配給統制法案(政府提出)

第一讀會

第三家畜傳染病豫防法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

第四軍用電氣通信法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

第五牧野法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

第六輸出毛織物取締法案(政府提出)

第一讀會

第七要塞地帶法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

第八獸醫師法等ノ臨時特例ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會

第九宇品港域軍事取締法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

第十輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法案(政府提出)

第一讀會

第十一東北興業株式會社法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第十二東北振興電力株式會社法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

○議長(小山松壽君) 諸般ノ報告ヲ致サセ

マス

(書記官朗讀)

一政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

昭和十三年度第一豫備

金支出ノ件

昭和十三年度特別會計

第一豫備金支出ノ件

昭和十三年度特別會計

豫備費支出ノ件

昭和十四年度第二豫備

金支出ノ件

(承諾ヲ求ムル件)

豫備費支出超過及豫

豫算外支出ノ件

昭和十四年度特別會計

第二豫備金支出ノ件

昭和十四年度豫備金外

(承諾ヲ求ムル件)

昭和十四年度特別會計

豫備金外豫算超過及豫

豫算外支出ノ件

(以上三月七日提出)

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲

茲ニ掲載ス)

一議員ノ異動左ノ如シ

一去四日靜岡縣第二區選出議員高木条太郎

君死去セラレタリ

一政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

石炭配給統制法案(以上三月六日提出)

一昨六日貴族院ヨリ受領シタル政府提出案
左ノ如シ

要塞地帶法中改正法律案

獸醫師法等ノ臨時特例ニ關スル法律案

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

三陸沿岸鐵道ノ速成並其ノ交通運營ニ關

スル建議案

提出者

志賀和多利君

泉國三郎君

中川重春君

西岡竹次郎君

肥田琢司君

芦田均君

横川義治君

木村淺七君

岡本實太郎君

三木武夫君

豊吉君

井阪重次君

豊光君

坂東幸太郎君

平川松太郎君

平田義次君

村松久義君

池田清秋君

福藏君

中山永吉君

勝田高橋君

作田高太郎君

小林房之助君

八並武治君

山田順策君

平川宗太郎君

成島勇君

小野寅吉君

山田寅吉君

伊藤忠雄君

松本忠雄君

馬岡次郎君

河野六郎君

西川直太君

小山要一君

岩瀬一郎君

森川賴三郎君

岸田正記君

篠井義道君

芦田均君

一去五日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル常任委員左ノ如シ

第七部選出豫算委員

第一部選出徵罰委員

第二部選出徵罰委員

第三部選出徵罰委員

第四部選出徵罰委員

第五部選出徵罰委員

第六部選出徵罰委員

第七部選出徵罰委員

第八部選出徵罰委員

第一部選出徵罰委員

第二部選出徵罰委員

第三部選出徵罰委員

第四部選出徵罰委員

第五部選出徵罰委員

第六部選出徵罰委員

一去五日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ

鑑業法中改正法律案(政府提出)外一件委員

辭任村松 久義君 準闘高橋壽太郎君 船員保險特別會計法案(政府提出)外四件委員

辭任前川 正一君 補闘栗山 博君 辭任岡崎 憲君 補闘井上 良次君 市町村義務教育費國庫負擔法改正法律案(政府提出)外一件委員

辭任古島 義英君 補闘多田 滿長君 金華山軌道株式會社及朝倉軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案(政府提出)委員

辭任木原 七郎君 補闘長野 紅露 昭君 輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法案(政府提出)委員

辭任羽田 武嗣郎君 補闘紅露 昭君 輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法案(政府提出)委員

辭任岩瀬 亮君 補闘松村 光三君 一昨六日米内閣總理大臣ヨリ左ノ通發令アリタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

内務書記官 山内 逸造 燃料局事務官 柳原 博光 第七十五回帝國議會商工省所管事務政府委員被仰付

第五部選出 徵罰委員 村松久義君(中山福藏君補) 第一部選出 徵罰委員 平野光雄君(池田清秋君補)

第五部選出 徵罰委員 中村三之丞君(勝田永吉君補) 第一部選出 徵罰委員 坂下仙一郎君(村松久義君補)

第五部選出 徵罰委員 西田郁平君(平川松太郎君補) 第一部選出 徵罰委員 坂下仙一郎君(八並武治君)

第五部選出 徵罰委員 古田喜三太君(小林房之助君補) 第一部選出 徵罰委員 古田喜三太君(小林房之助君補)

第五部選出 徵罰委員 深澤吉平君(作田高太郎君補) 第一部選出 徵罰委員 古田喜三太君(小林房之助君補)

第五部選出 徵罰委員 日程第十、輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法案(政府提出)委員

第五部選出 徵罰委員 委員長ノ報告ヲ求マス――委員長井上知

第五部選出 徵罰委員 報告書 第一部選出 徵罰委員

第五部選出 徵罰委員 田尻 生五君 第一部選出 徵罰委員

第五部選出 徵罰委員 朴春 勇君 第一部選出 徵罰委員

第五部選出 徵罰委員 伊藤五郎君(山田順策君補) 第一部選出 徵罰委員

四四〇

區選出議員

闕

第五部選出 徵罰委員

ス

昭和十五年三月六日
○野村嘉六君 只今議題トナリマシタ東北
興業株式會社並ニ東北振興電力株式會社法
中改正法律案ノ兩案ニ付キマシテ、委員會
ノ經過茲ニ結果ヲ御報告致シマス
兩會社ノ目的ハ、東北地方へ由來天惠ニ乏
シク、是ガ爲メ産業經濟ノ發達遅レ、窮乏
沈淪ノ實情ニアルヲ以テ、是が回復發達ヲ
圖ル爲、昭和十一年十月兩會社ガ創立サレ
タノデアリマス
第一、東北興業株式會社ハ創立以來、東北
六縣ノ農業工業既設會社三十一ニ對シ投資
協力シ、又會社直營トシテ化學工業、一般
工業、鑛山業、農林水產事業等ヲ營ミ、著
著進ミツツアルモ、今日支事變關係上生
產擴充ヲ要スル爲、更ニ擴張スル必要ガア
リマシテ、昭和十九年マデニ一億一千四百
万圓ノ資金ヲ以テ、國策會社ノ使命ヲ完ウ
スル考デアルノデアリマス、併シ國策會社
ハ利益ヲ擧グルコトノミニ専念スルコトガ
出來ナイノデ、各種事業中ニハ早急ニ利益
ヲ擧グルコト困難ナルモノガアルト共ニ、
豫定ノ配當ハ必ず維持セネバナラヌ立場上、
從來ノ補給金五百五十萬圓ニ更ニ三百万圓
ヲ增加スル爲、此ノ改正案ヲ提出シタト云
フノデアリマス
又東北振興電力株式會社法中改正法律案
ハ、昭和十一年十月創立以來、蓬萊其ノ他
六箇所ノ開發發電ヲ經營シツツアルモ、工
業發達ノ趨勢ニ鑑ミ、尙ホ一億五千万圓ノ資
金ヲ以テ、昭和十八年マデニ二十箇所ノ新
ニ開發發電計畫ヲ實行セントデルノデ、ソ
レニハ現在ノ電氣事業法規定ノ株金拂込二
倍マデ社債ヲ許スコト致シマシテ、以テ
○野村嘉六君 只今議題トナリマシタ東北
衆議院議長小山松壽殿 嘉六
委員長 野村 嘉六
○野村嘉六君登壇
兩會社ノ目的ハ、東北地方へ由來天惠ニ乏
シク、是ガ爲メ産業經濟ノ發達遅レ、窮乏
沈淪ノ實情ニアルヲ以テ、是が回復發達ヲ
圖ル爲、昭和十一年十月兩會社ガ創立サレ
タノデアリマス
第一、東北文化ノ遲レタノハ天候其ノ他
色々ノ原因ガアルモ、一ハ此ノ遲レタル文
化ニ對シ、之ヲ回復スル必要ナル行政機構
ノ設ケナキ爲デハナイカ、現ニ北海道廳ト
云フ特別ノ行政機關ガアツテ、文化向上ノ
能力ヲ擧ガツツアル、仍テ政府ハ東北ニ東
北廳設置ノ意思ナキヤトノ質問デアリマシ
タ、之ニ對シ政府ハ慎重ニ考慮シマスト答
ヘマシタ、政府デハ最モ東北文化向上ノ爲
必要ナノハ、東北ノ經濟發達ニアルトノ意
見ヲ附加ヘラレタノデアリマス
二、東北ハ天候ニ惠マレザル上、冷害ガ
周期的ニ來ル結果、他縣ヨリ早ク植付ヲ爲
シ、肥料モ早ク施サネバ、秋ノ收穫ニ大ナ
ル影響ヲ來スノデアルカラ、今マデノ如ク
其ノ年ノ六七月頃ノ配給デハ、到底間ニ合
ハス故、二三月中ニ大體肥料ノ配給ヲ終ル
方法ヲ講ゼラレル意思ガアルカドウカトノ
質問ニ對シ、政府ハ御尤モノコト故、御希
望ニ副フヤウ盡力シマストノ答辯デアリマ
シタ
三、東北六縣ハ官有林ハ民有林ニ比シ割
合多ク、其ノ率ハ民有林五割五分デ、官有
林四割五分、他府縣デハ民有林七割五分デ、
官有林二割五分ノ割合ニナツテ居リマス、
處ニ依リマシテハ人家ノ軒下マデ官有林デ
アル、斯ウ云フ有様デアリマスカラ、之ヲ
開放シテ地方民ニ開墾使用セシメテ、地方
民ニ利益便宜ヲ與フル意思ガアルカドウカ
トノ質問ニ對シ、政府ハ從來トテモ官有林

ソレド、拂下開墾等ヲ爲サシメテ居リマスガ、將來一層便宜ヲ圖ルトフ答辯デアリマシタ(拍手)

四、昨年ハ木炭不足ノ爲、冬季ニ入り都市ハ勿論地方ニ至ルマデ甚シキ缺乏ヲ來シ、木炭飢餓ノ憾ミガアツタノデアリマス、且ツ勞力不足ヲ補フ爲學生マデ勤員シ勤務セシメタル結果、不慣レノ致斯所、遂ニ疾病或ハ傷害患者ヲ生ゼシメタル事實ニ顧ミマシテ、本年ハ如何ニシテ此ノ不安ヲ除キ不足ヲ補フカト云フ質問ニ對シテ、政府ハ本年ハ學生ヲシテ勞力不足ヲ補ハシメル考ハ毛頭持チマセヌ、勿論製炭製造高モ全國ヲ通ジテ、昨年ノ六億五千万貫ニ對シ、本年ハ約二億万貫ヲ増産シ、東北六縣ニ對シテモ、昨年ノ一億五千万貫ヨリ増産ヲ得ル見込デアリマス、且又世間ニ傳ツテ居る木炭ノ閣取引問題ハ、司法官憲ニ於テ現在取調中デアルトノ答辯デアリマシタ

五、東北振興ノ爲、國策會社トシテ東北興業、東北電力兩株式會社創立セラレ、總裁トシテ初代吉野信次、二代八田嘉明、其ノ就任ニ當リマシテ、何レモ東北振興ノ爲東北ノ野ニ骨ヲ埋ムルト云フ挨拶ガアツタノデアリマスガ、醇朴ナル地方民ガ之ヲ信賴シタルニモ拘ラズ、席溫マル暇モナク、何レモ中央ニ榮轉シ、東北人ヲシテ失望セシメタルコト多大ナルノミナラズ、斯ル總裁頻繁ノ更迭デハ、東北振興ノ目的達成モ失敗ニ終リハセヌカト云フ質問ト同時ニ、政府ハ將來總裁ノ地位ニ對シ、如何ナル考ヲ持ツカトノ質問デアツタノデアリマス(拍手)政府ハ之ニ對シ御意見御尤モデ、全然同感デアルト、殊ニ兒玉内務大臣ハ言明致シタノデアリマス、將來ハ斷じテ左様ナコトハ致サセマセヌトノ答辯デアリマシタ、又前々總裁、前總裁ノ退職慰勞金額ニ付テハ、嚴重ナル監督ヲ行フ故、申上ダ兼ネルトノ答辯デアリマシタ

六、東北地方ノ特殊事情ニ鑑ミ、東北地方現在ノ電氣會社合併統制ノ際ニハ、全國畫一的規制案ヲ强行セザルヤウアリタシトノ質問ニ對シ、政府ハ考慮ヲ爲ストノ答辯デアリマシタ、斯クシテ質問ヲ終了シ、討論ヲ致シマシテ、左記二箇條ノ希望條件ヲ附シマシタ

一、政府ハ東北興業並東北振興電力兩株式會社ノ從來ノ經營方針ガ消極且ツ官僚的ナルニ鑑ミ是ガ是正ニ付キ適當ナル處置ヲ講ズベシ

一、政府ハ東北地方ガ農業ヲ中樞トスル特殊性アルニ鑑ミ東北興業株式會社ヲシテ右特殊性ニ適應スル事業ノ實現ヲ期

セシムルヤウ適當ナル處置ヲ講ズベシ

仍テ二案一括採決ニ入り、全會一致可決サレマシタ、此ノ段御報告ヲ致シマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 兩案ノ第一讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認スマス、仍テ兩案ノ第一讀會ヲ開クニ決シマシタ

○服部崎市君 直チニ兩案ノ第一讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ヲ通り可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認スマス、仍テ直チニ兩案ノ第一讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認スマス、仍テ直チニ兩案ノ第一讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

東北興業株式會社法中改正法律案

第一讀會(確定議)

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認スマス、仍テ直チニ兩案ノ第一讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認スマス、仍テ直チニ兩案ノ第一讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

又ハ消毒スルコトニ依リ是ガ利用ヲ圖リ、
又屠場ニ於テ屠殺後、家畜ガ傳染病ニ罹レ
ルモノナルコトヲ發見致シマシタ場合ニ、
新ニ手當金ヲ交付スルノ途ヲ開キ、所有者
ノ負擔ノ輕減ヲ圖ルト共ニ、豫防上ノ圓滑
ヲ期スル等、現行ノ家畜傳染病豫防法中改
正ヲ爲ス必要アリト認メマシテ、是ガ改正
ヲ行ハントスルモノニアリマス、本改正ハ
現下ノ時局ニ對應シ、極メテ適切ナルモノ
ト信ズル次第アリマシテ、過般中央衛生
會ニ諮詢ヲ致シ、其ノ答申ニ基キ立案致シ
タモノニアリマス、何卒御審議ノ上速ニ御
協贊アランコトヲ希望致シマス(拍手)。

○議長(小山松壽君) 本案ノ審査ヲ付託ス
ベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮詢致シマス
○服部崎市君 本案ハ政府提出、昭和十二
年法律第九十號中改正法律案委員ニ併セ付
託セラレントコトヲ望ミマス
○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ
(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メ
ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第
四、軍用電氣通信法中改正法律案、第一讀
會ヲ開キマス——烟陸軍大臣

(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

第四 軍用電氣通信法中改正法律案

軍用電氣通信法中左ノ通改正ス
第七條ノ二 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍
用電氣通信ノ通信ニ及ボス障礙ヲ防止
スル爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所
ニ依リ軍用電氣通信ノ施設場所ノ周圍
二千メートルノ距離以内ニ於テ特別地
域ヲ指定スルコトヲ得

第七條ノ三 特別地域内ニ於テ陸軍大臣
又ハ海軍大臣ノ指定スル高周波電流ヲ
發生スル設備ヲ施設セントスル者ハ陸

軍大臣又ハ海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ
許可ヲ受クベシ
前項ノ許可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得
前項ノ條件ハ軍事上必要アルトキハ之
ヲ變更スルコトヲ得

第七條ノ四 前條ノ規定ニ依ル制限ノ外
陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上特ニ必
要アルトキハ命令ヲ以テ特別地域内ニ
於テ高周波電流ヲ發生スル機器ノ使用
ヲ制限スルコトヲ得

第七條ノ五 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ第
七條ノ三第一項ノ規定又ハ同項ノ許可
ニ附シタル條件ニ違反スル設備ニ關シ其
ノ施設者ニ對シ設備ノ除却其ノ他必要
ナル措置ヲ命ズルコトヲ得同項ノ許可
ノ效力消滅シタル設備ニ關シ亦同ジ

第七條ノ六 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ第
七條ノ三第一項ノ規定若ハ同項ノ許可
ニ附シタル條件ニ違反スル設備又ハ第
七條ノ四ノ規定ニ依ル命令ニ違反シテ
使用スル機器ニ關シ軍事官憲ヲシテ障
碍防止ノ爲必要ナル措置ヲ爲サシムル
コトヲ得

第七條ノ七 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ特
別地域ノ指定若ハ第七條ノ三第一項ノ
指定ノ場合ニ於テ從來存シタル設備
ニシテ其ノ後新ニ施設セラレタリトセ
バ同項ノ規定ニ依ル其ノ施設ノ許可ヲ
受クベカリシモノ又ハ特別地域外ニ在
ル同項ノ指定ニ該ル設備ニ關シ其ノ施
設者ニ對シ當該設備ノ使用ノ制限又ハ
當該設備ノ除却若ハ變更、障碍防止ノ
施設其ノ他障礙防止ノ爲必要ナル措置
ヲ命ジ又緊急ノ必要アルトキハ軍事官
憲ヲシテ障碍防止ノ爲必要ナル措置ヲ
爲サシムルコトヲ得

第七條ノ八 第七條ノ六若ハ第七條ノ
七ノ規定ニ依ル軍事官憲ノ處分又ハ第
七條ノ八第一項ノ規定ニ依ル檢查ヲ拒
ミ、妨げ又ハ忌避シ、同條第二項ノ規
定ニ依ル質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ
虛偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ同項ノ規定ニ依
ル協力ヲ爲サザル者ハ五百圓以下ノ罰
金ニ處ス

第七條ノ九 第七條ノ八第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ
爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者亦
前項ニ同ジ

第七條ノ十 第七條ノ七規定ニ依ル質問ニ
至リタルニ因リ生ジタル損害
六 第七條ノ七ノ規定ニ依リ著シク使
用ヲ制限セラレ若ハ措置ヲ命ゼラレ
ヲ廢止シ又ハ變更スルノ已ムナキニ
至リタルニ因リ生ジタル損害

六 第七條ノ七ノ規定ニ依リ著シク使
用ヲ制限セラレ若ハ措置ヲ命ゼラレ
ノ移植ノ費用

五 第七條ノ三ノ規定ノ適用ヲ受クル
ニ至リタルガ爲既ニ著手シタル設備
ヲ廢止シ又ハ變更スルノ已ムナキニ
至リタルニ因リ生ジタル損害

認ムルトキ又ハ第七條ノ四、第七條ノ
五若ハ前條ノ規定ニ依ル命令若ハ處分
ニ係ル事項ニ關シ必要アルトキハ當該
設備ノ施設者又ハ當該機器ノ使用者ニ
對シ報告ヲ命ジ又軍事官憲ヲシテ必要
ナル場所ニ立入り検査セシムルコトヲ
得

軍事官憲ハ前項ノ検査ノ場合ニ於テ必
要アルトキハ關係者ニ對シ質問ヲ爲シ
又ハ検査ニ付協力ヲ爲サシムルコトヲ
得

第七條ノ五又ハ第七條ノ七ノ規定
ニ依ル命令ニ違反シタル者
減シタル後當該設備ヲ使用シタル者
ノ施設者ニ對シ設備ノ除却其ノ他必要
ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

第八條 左ニ掲タルモノハ勅令ノ定ムル
所ニ依リ政府のヲ補償ス

一 第四條第二項ノ規定ニ依ル添架ノ
爲電氣導體ノ支持物ニ生ジタル損害
二 第五條第一項ノ規定ニ依ル立入又
ハ測量標設置ノ爲生ジタル損害

三 第六條第一項ノ規定ニ依ル線路建
設ノ爲土地又ハ建造物ニ生ジタル損
害

四 第七條ノ規定ニ依リ伐除シタル植
物ノ價額又ハ同條ノ規定ニ依ル植物
ノ移植ノ費用

五 第七條ノ三ノ規定ノ適用ヲ受クル
ニ至リタルガ爲既ニ著手シタル設備
ヲ廢止シ又ハ變更スルノ已ムナキニ
至リタルニ因リ生ジタル損害

六 第七條ノ七ノ規定ニ依リ著シク使
用ヲ制限セラレ若ハ措置ヲ命ゼラレ
ノ移植ノ費用

五 第七條ノ三ノ規定ノ適用ヲ受クル
ニ至リタルガ爲既ニ著手シタル設備
ヲ廢止シ又ハ變更スルノ已ムナキニ
至リタルニ因リ生ジタル損害

測量又ハ巡視ヲ妨害シタル者
二 第七條ノ三第一項ノ規定ニ依ル許
可ヲ受ケズ若ハ同項ノ許可ニ附シタ
ル條件ニ違反シテ設備ヲ設置シ若ハ
使用シタル者、同項ノ規定ニ依ル許
可ヲ受ケズ若ハ同項ノ許可ニ附シタ
ル條件ニ違反シテ設備ヲ設置シ若ハ
使用シタル者又ハ同項ノ許可ニ附シタ
ル場所ニ立入り検査セシムルコトヲ
得

二 第七條ノ三第一項ノ規定ニ依ル許
可ヲ受ケズ若ハ同項ノ許可ニ附シタ
ル條件ニ違反シテ設備ヲ設置シ若ハ
使用シタル者又ハ同項ノ許可ニ附シタ
ル場所ニ立入り検査セシムルコトヲ
得

法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一條 前二條ノ場合ニ於テハ徵役ノ刑ニ處スルコトヲ得ズ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣畠俊六君登壇〕

○國務大臣(畠俊六君) 只今上程セラレマ

シタ軍用電氣通信法中改正法律案ノ提出理

由ニ付テ説明致シマス、軍用電氣通信ハ、

軍隊統率ノ神經系統トモ見ラルベキモノデ

アリマシテ、其ノ重要性ニ付キマシテハ、

茲ニ改メテ申上グルマニナコト存ジ

マス、然ルニ近年工業ノ發達、都市ノ膨脹

ニ伴ヒマシテ、電氣的設備又ハ機器使用ノ

範圍ガ、地域的ニモ數量的ニモ急激ニ増大

シテ參リマシテ、是等ヨリ發散スル高周波

ノ作用ニ依リ、重要ナル軍用電氣通信ノ實

施ガ障碍ヲ被ル虞ガ、極ヌテ大キク相成ツ

テ參ツタノデアリマス、是ニ於キマシテ軍

用電氣通信ノ重要性ニ鑑ミ、之ニ及ボス電

氣的障礙ヲ確實ニ防止シテ、其ノ機能ヲ確

保スル爲、軍用電氣通信ノ施設場所ノ周圍

二千メートルノ距離以内ニ於テ、特別地域ヲ指定

シ、此ノ地域ニ於テ高周波電流ヲ發生スル

設備ノ設置、或ハ高周波電流ヲ發生スル機

器ノ使用ヲ制限スル等ノ措置ヲ講ズル必要

ガアルノデアリマス、本制限及ビ之ニ伴フ

必要措置ニ依リ、一般ニ對シ多少ノ損害ヲ

與ヘルコトニナリマセウガ、軍用電氣通信

ノ重要性ニ鑑ミマスレバ、本改正案程度ノ

制限ハ、必要已ムヲ得ナイモノト考ヘル次

第アリマス、以上申述べマシタル理由ニ

依リ、本改正法律案ヲ提出致シマシタ次第

デアリマス、何卒御審議ノ上、御協賛アラ
シコトヲ希望致シマス

○議長(小山松壽君) 本案ノ審査ヲ付託ス
ベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮詢致シマス

○服部崎市君 本案ハ議長指名九名ノ委員

ニ付託サレントラ望ミマス

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異

議アリマセスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ――日程第

五、牧野法中改正法律案、第一讀會ヲ開キ

マス――島田農林大臣

取消ニ關シ直接利害ノ關係ヲ有スル者
其ノ指定又ハ取消ニ異議アルトキハ第
一條ノ四第一項ノ規定ニ依ル公示ノ日
ヨリ二十五日以内ニ意見書ヲ當該行政
官廳ニ提出スルコトヲ得

第一條ノ七 行政官廳牧野特定地ノ指定
又ハ其ノ取消ヲ爲シタルトキハ其ノ旨
野特定地ノ指定又ハ其ノ取消ヲ爲サザ
ルコト決定シタルトキ亦同ジ

第一條ノ四第一項ニ掲タル者ニ通知シ
且命令ノ定ムル所ニ依リ公示スルコトヲ
得

第一條ノ八 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條ノ九 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條ノ十 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條ノ十一 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條ノ十二 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條ノ十三 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條ノ十四 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條ノ十五 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條ノ十六 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條ノ十七 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條ノ十八 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條ノ十九 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の二十 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の二十一 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の二十二 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の二十三 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の二十四 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の二十五 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の二十六 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の二十七 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の二十八 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の二十九 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の三十 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の三十一 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の三十二 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の三十三 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の三十四 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の三十五 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の三十六 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の三十七 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の三十八 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の三十九 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の四十 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の四十一 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の四十二 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の四十三 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の四十四 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の四十五 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の四十六 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の四十七 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の四十八 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の四十九 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の五十 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の五十一 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の五十二 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の五十三 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の五十四 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の五十五 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の五十六 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の五十七 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の五十八 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條の五十九 牧野特定地ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者
ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

八 採草ニ必要ナル共同設備ノ設置
九 其ノ他組合ノ目的ヲ達成スルニ必
要ナル事業

第八條ノ二 牧野組合ハ營利ヲ目的トシ
テ其ノ事業ヲ爲スコトヲ得ズ

第十條第二項ヲ削ル

第十條ノ一 行政官廳特ニ必要アリト認
ムルトキハ牧野特定地タル牧野ニ付地區
ヲ指定シ組合員タル資格ヲ有スル者ニ
對シ牧野組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル
者ハ前條ノ規定ニ從ヒ其ノ設立ニ付行
政官廳ノ認可ヲ受クベシ

第十條ノ三 牧野組合ハ設立ノ認可ヲ受
ケタル時成立ス

第十一條中「特別ノ事由ニ依リ行政官廳
ノ認可ヲ受ケタル者」ヲ「命令ヲ以テ定ム
ル者」ニ改ム

第十三條中「第十條ノ認可」ヲ「設立ノ認
可」ニ改ム

第二十一條ノ一 牧野組合ハ命令ノ定ム
ル所ニ依リ定款ヲ以テ總會ニ代ルベキ
總代會ヲ設クルコトヲ得

第二十一條ノ二 牧野組合ハ命令ノ定ム
ル所ニ依リ定款ヲ以テ總會ニ於テハ地區ノ增
減又ハ事業ノ變更ニ關スル定款ノ變更
及組合ノ解散ノ決議ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十二條中「第百三十六條乃至第百三
十八條」ヲ「第百三十八條」ニ改メ但書削ル

第二十五條ノ一 行政官廳必要アリト認
ムルトキハ牧野組合又ハ命令ヲ以テ定
ムル者ニ對シ牧野技術者ノ雇入ヲ命ズ
ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ政府ハ豫
算ノ範圍内ニ於テ其ノ費用ヲ補助ス

第二十五條ノ三 行政官廳ハ牧野ノ所有
者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ニ對シ牧
野ニ關スル事項ノ報告ヲ爲サシメ又ハ
之ニ關スル書類帳簿其ノ他ノ物件ニ付

必要ナル検査ヲ爲スコトヲ得
ト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ
馬ノ所有者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者
ニ對シ其ノ馬ニ付行政官廳ノ指定スル
牧野ニ於ケル放牧又ハ放牧ノ委託ヲ爲
スコトヲ命ズルコトヲ得此ノ場合ニ於
テハ牧野ノ所有者其ノ他之ニ付使用收
益ヲ爲ス權利ヲ有スル者ハ之ヲ拒ムコ
トヲ得ズ

前項ノ規定ニ依ル放牧又ハ放牧ノ委託
ニ關スル條件ニ付テハ放牧又ハ放牧ノ
委託ヲ命ゼラレタル者ト牧野ノ所有者
其ノ他之ニ付使用收益ヲ爲ス權利ヲ有
スル者トノ協議ニ依ル

前項ノ協議調ハザルトキ又ハ協議ヲ爲
スコト能ハザルトキハ行政官廳其ノ條
件ヲ指定ス

第二十五條ノ五 政府ハ馬ノ生産確保又
ハ資質ノ向上ヲ圖ル爲特ニ必要アル場
合ニ於テハ受託放牧ヲ爲ス爲牧野ノ經
營ヲ爲スコトヲ得

行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ馬ノ
所有者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ニ對
シ其ノ馬ニ付前項ノ牧野ニ於ケル放牧
ノ委託ヲ爲スコトヲ得

第二十五條ノ六 第一條ノ一、第一條ノ
三、第一條ノ八、第二條ノ二第一項又
ハ第二十五條ノ四第三項ノ規定ニ依リ
ノ委託ヲ爲スコトヲ命ズルコトヲ得

第二十五條ノ七 左ノ各號ノ一一該當ス
ル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
ハ訴願スルコトヲ得

第二十五條ノ八 第二十五条ノ四第一項又ハ第二十
五條ノ五第二項ノ規定ニ依ル放牧又
ハ放牧ノ委託ノ命令ニ違反シタル者
令ニ違反シタル者
三 第二十五条ノ四第一項又ハ第二十
五條ノ五第二項ノ規定ニ依ル放牧又
ハ放牧ノ委託ノ命令ニ違反シタル者
之ニ關スル書類帳簿其ノ他ノ物件ニ付

第二十五條ノ八 法人又ハ人の代理人、
戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從
業者ガ其ノ法人又ハ人の業務ニ關シ前
條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ法
人又ハ人の自己ノ指揮ニ出デザルノ故
ニ以テ其ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ズ

第二十五條ノ九 第二十五條ノ七ノ罰則
ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締
役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員
ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ

其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業
ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未
成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十八條 第二十五條ノ三ニ掲グル者
同條ノ規定ニ依リ行政官廳ノ徵スル報告
ヲ差出サズ又ハ其ノ検査ヲ拒ミタルト
キハ五圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス

第二十九條 本法ニ於テ町村トアルハ町
村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ町村ニ
準ズベキモノトス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣島田俊雄君登壇〕

○國務大臣(島田俊雄君) 只今議題トナリ
マシタ牧野法中改正法律案ノ提出ノ理由ヲ

申上げタイト存ジマス、現時局下ニ於キマ

シテハ、軍事上並ニ產業上ニ見地ヨリ、馬

ノ増産及ニ資質ノ向上ハ焦眉ノ急デアリマ

スガ、之ヲ達成致シマスル爲ニハ、牧野ノ

整備擴大ヲ圖ルコトガ必要デアリマス、特

ニ内地馬政計畫ニ依リ要望セラレマス有能

リト認メラレルモノニアリマシテハ、必要

ニ應ジ、政府自ラ牧野ノ經營シテ、有能ナ

ル馬ノ造成ヲ圖リ、時局下ニ於ケル馬政ノ

遂行ニ、遺憾ナキヲ期セントシタ次第デア

リマス、何卒御審議ノ上速ニ御協賛アラン

コトヲ希望致シマス、

○議長(小山松壽君) 質疑ノ通告ガアリマ

ス、順次之ヲ許シマス——土田莊助君

○土田莊助君(土田莊助君登壇) 只今上程議題トナリマシテ

牧野法中改正法律案ニ付テ、政府ノ所信ヲ質シタトイ思フノデアリマス、此ノ牧野法ノ改正法律案ノ内容ニ於キマシテハ、現時戰時下ニ於ケル急發シタ問題ノ處理ニ關シ、應急的ノ措置ノ法律案ト違ヒマシテ、事ハ當面ノ問題ヲ解決シ、更ニ將來永遠ノ農業ノ國策ニ觸レル所ノ恒久問題デアルノデアリマス、サウ云フ理由カラ致シマシテ、此ノ提案ヲ見マシタコトハ、今日全國各農民ノ歡喜措カザル所デアリマス、隨テ政府ニ期待スルコトモ實ニ多イノデアリマス、然ルニ此ノ牧野法ノ内容ハ、法律ハ出來マンテモ、ソレニ對スル豫算ガ未ダ確定シテ居ラヌノナル程度ニ發揮スルカ否ヤト云フコトハ、今後爲政者ノ抱負如何ニアルコト確信致スノデアリマス、併シナガラ此ノ問題ハ、既ニ日本各地ノ問題トナリマシテ、二十數年ニ亘ツテ檢討サレタ問題デアリマス、而モ當業者ハ各種團體ヲ通ジマシテ、全國大會ノ決議ヲ以テ、幾多政府ニ折衝シタコトガアルノデアリマス、然ルニ歷代當局ハ、此ノ提案ヲ見ズシテ、今日色々ナ缺陷ヲ國內態勢ノ上ニ現ハスト云フコトハ、洵ニ遺憾デアツクノデアリマスガ、賢明ナル島田農林大臣ガ、茲ニ提案サレマシタコトニ對シマシテハ、本員ハ満腔ノ敬意ヲ以テ、此ノ法案ノ成立ヲ期待スル次第デアリマス

〔議長退席、副議長著席〕

由來家畜ガナケレバ農業ハ無シト云フコトハ、古今ヲ通じマシタ大キナ問題デアルノデアリマス、又國防ニ對シマシテハ、兵馬ノ權ガ確立シナケレバ、國內ノ完璧ヲ期スルコトガ出來ナイト云フコトハ、有史以來ノ日本ノ國情デアルノデアリマス、即チ國防産業ノ密接ナル關係、斯ウ云フ理由カラ致シマシテ、頗ル重大ナルモノデアルノデアリマス、然ルニ大正五年以來、此ノ牧野ノ利用ガ禁止サレマシテ、過去ニ於ケル

吾々農民ハ、林野ニ對シマシテ入會權ノ制度ヲ認メラレテ居ツタノデアリマス、然ルニ二十數年以前ニ於キマシテ、此ノ入會權ノ禁止ト相成ツタノデアリマス、農業經營上又國防上、ソコニ非常ナル障碍ヲ來シタノデアリマス、其ノ結果ト致シマシテ、產業上ニ於キマシテハ、自給肥料ノ材料トナル所ノ秣ノ取入ガ出來ヌ、又家畜ヲ勞力ニ利用シテ、社會萬般ノ產業上ノ要求ニ應ジテアツタモノガ、其ノ生育モ漸次放牧場ノ制限ニ依リ低下致シマシテ、四苦八苦ノ苦ミニ喘イデ居ツタノデアリマス、而シテ自給肥料ノ減產ハ、遂ニ農家ヲシテ生産シナケレバナラスト云フ結論ニ達セテ金肥ニ賴ツチ農耕ヲシ、サウシテ農產物ヲ生産シナケレバナラスト云フ、而シテ金肥ノ需要ガ漸次増加致シマシテ、只今ニ於テハ既ニ數億圓ニ達シタノデアリマス、而モ米ノ價格ガ生産費ヲ割ツタ際ハ、金肥ヲ購入シタ費用全部ガ農家ノ借金ト相成リマシテ、今日五十億圓ノ農家負債、其ノ大半ノ原因タル、所謂牧野行政ニ對スル當時ノ政府ノ誤リカラ致シマシテ、今日ノ農民ノ痛苦ヲ見テ居ルノデアリマス、農民ハ入會權ノ禁止、或ハ農民ノミニ許サレマシタ酒ノ醸造、或ハ煙草ノ生産等、何レモ其ノ權益ハ奪ハレマシテ、愈、農村ハ自力更生不能ト云フ悲境ノドン底ニ陥レラレテ居ルト云フコトハ、社會問題トシテモ輕々ニスペキ問題デハナインデアリマス、而シテ最近ノ農村問題ニ關シマシテハ、國家ノ重要政策トシテ檢討サレマシテ結果、或ハ分稅ノ問題、或ハ地方附加稅ノ問題等、幾多ノ農村對策ヲ考究サレスルコトガ出來ナイト云フコトハ、有史以來ノ日本ノ國情デアルノデアリマス、即チ國防産業ノ密接ナル關係、斯ウ云フ理由カラ致シマシテ、頗ル重大ナルモノデアルノデアリマス、然ルニ大正五年以來、此ノ牧

吾々農民ハ、林野ニ對シマシテ入會權ノ制度ヲ認メラレテ居ツタノデアリマス、然ルニ二十數年以前ニ於キマシテ、此ノ入會權ノ禁止ト相成ツタノデアリマス、農業經營上又國防上、ソコニ非常ナル障碍ヲ來シタノデアリマス、其ノ結果ト致シマシテ、產業上ニ於キマシテハ、自給肥料ノ材料トナル所ノ秣ノ取入ガ出來ヌ、又家畜ヲ勞力ニ利用シテ、社會萬般ノ產業上ノ要求ニ應ジテアツタモノガ、其ノ生育モ漸次放牧場ノ制限ニ依リ低下致シマシテ、四苦八苦ノ苦ミニ喘イデ居ツタノデアリマス、而シテ自給肥料ノ減產ハ、遂ニ農家ヲシテ生産シナケレバナラスト云フ、而シテ金肥ノ需要ガ漸次増加致シマシテ、只今ニ於テハ既ニ數億圓ニ達シタノデアリマス、而モ米ノ價格ガ生産費ヲ割ツタ際ハ、金肥ヲ購入シタ費用全部ガ農家ノ借金ト相成リマシテ、今日五十億圓ノ農家負債、其ノ大半ノ原因タル、所謂牧野行政ニ對スル當時ノ政府ノ誤リカラ致シマシテ、今日ノ農民ノ痛苦ヲ見テ居ルノデアリマス、農民ハ入會權ノ禁止、或ハ農民ノミニ許サレマシタ酒ノ醸造、或ハ煙草ノ生産等、何レモ其ノ權益ハ奪ハレマシテ、愈、農村ハ自力更生不能ト云フ悲境ノドン底ニ陥レラレテ居ルト云フコトハ、社會問題トシテモ輕々ニスペキ問題デハナインデアリマス、而シテ最近ノ農村問題ニ關シマシテ結果、或ハ分稅ノ問題、或ハ地方附加稅ノ問題等、幾多ノ農村對策ヲ考究サレスルコトガ出來ナイト云フコトハ、有史以來ノ日本ノ國情デアルノデアリマス、即チ國防産業ノ密接ナル關係、斯ウ云フ理由カラ致シマシテ、頗ル重大ナルモノデアルノデアリマス、然ルニ大正五年以來、此ノ牧

ノ混牧政策、所謂山林ノ中ニ馬ノ放牧ヲ許ス、斯ウ云フ實際上ノ問題カラ考ヘマシタ時ニ、私共ハソコニ遺憾ノ點ガ多イノデアリマシテ、現在ノ農民ニ之ヲ教へ込ム、拓殖ノ期待ニ背カナイヤウナ施設ヲ御願致シタ

アリマシテ、此ノ混牧政策ニ依リマスルト、見リマシテモ、八億圓ト云フ經費ヲ要スルノデアリマス、政府ハ國防產業其ノ他刻下ノ重要性カラ致シマシテ、畜產ノ增殖其ノ頭數ノ確保ヲ民間ニ要望致スノデアリマスガ、此ノ經濟的ノ犠牲ハ、全部全農家ノ負擔ト相成ツテ居ルノデアリマス、仍テ農家ハ負擔ノ重壓ニ依リマシテ、農產物生產ノ生産費ガ非常ニ昂騰致シマシテ、今日社會問題ニ於ケル所ノ統制價格等、幾多ノ問題が派生致シテ居ルノデアリマス、低物價ノ頭數ノ確保ヲ民間ニ要望致シマシテ、此ノ家畜ノ生產費ニ適當ナルコトハ、是ハ全國民ノ認メル所デアルノデアリマス、而シテ若シモ政府ハ民間ノ要望シテモ、四百万頭ノ家畜ノ生產資源ニ充テルト云フコトハ、洵ニ無謀ナル計畫ト言ハナケレバナラヌデアリマス、少クトモ政府ハ八百万町歩近クノ牧野ヲ設置シナケレバ、ドウシテモ當面ノ問題ヲ解決スルコトハ出來ヌコトハ、是ハ全國民ノ認メル所デアルノデアリマス、而シテ若シモ政府ハ民間ノ要望ヲ容レマシテ、此ノ家畜ノ生產ニ適當ナルシテ、產業上ニ貢獻シ、國防上ニ貢獻スルト云フコトハ、一ツノ劃期的ノ農業政策ノ進歩デアリマシテ、隨テ之ニ對シテハ又非常訓練ヲ要スルノデアリマス、單一ナル穀穀農業ハ、大シタ技能ヲ要セズシテ、其ノ目的ヲ達成シ得ルノデアリマスルガ、一旦生産サレマシタ農產物、茲ニ刈取りマシタ草ヲ、更ニ之ヲ變化サセマシテ、動物ニ變化サセルト云フコトハ、一ツノ有畜農業ノ問題デアリマシテ、所謂更ニ農業ノ上ニ、ナ訓練ヲ要スルノデアリマス、單一ナル穀穀農業ハ、大シタ技能ヲ要セズシテ、其ノ目的ヲ達成シ得ルノデアリマスルガ、一旦生産サレマシタ農產物、茲ニ刈取りマシタ草ヲ、更ニ之ヲ變化サセマシテ、動物ニ變化サセルト云フコトハ、一ツノ有畜農業ノ問題デアリマシテ、所謂更ニ農業ノ上ニ、其ノ農產物ヲ家畜ニ變化サセルト云フ機能ガ、所謂畜產行政、畜產技術デアルノデアリマス、サウ云フ點カラ考ヘテ見レバ、政府ハ此ノ有畜農業ヲ徹底化シ、サウシテ總テノ方面ノ農產物ノ增產ヲ計畫スル場合ニ於テハ、幾多ノ有畜農業ニ訓練ヲ與ヘル所ノ設施ガナケレバナラヌト思フノデアリマス（拍手）

計畫ニ依ツテ教へ込ムト云フコトモ、一ツノ方法デアリマスルガ、更ニ進ンデ現在ノ青少年ヲシテ、此ノ有畜農業ノ真髓ヲ體驗サセルト云フコトモ、相當大キナ問題ト思フノデアリマス、而シテ私共ハドウシテモ此ノ有畜農業ヲ徹底致シタ結果ト致シマジテハ、日本ノ農產物ノ生產額ガ、現在ヨリ五割ヲ増産シ、米へ現在一石一斗六升ノ反當リノ生産デアルノデアリマスガ、各農事試驗場竝ニ各篤農家ガ家畜ヲ利用シテ、眞ニ有畜農業ヲ徹底シタ箇所ニ於キマシテハ、三石、四石乃至ハ五石ノ増産ヲ爲シテ居ルノデアリマス、又此ノ家畜ノ排泄物タル自給肥料ノ管理ニ於キマシテモ、現在ノ狀態ハ非常ニ缺陷ガ多イノデアリマス、日本ノ家畜ニ依ル堆肥竝ニ其ノ肥料ハ、有效成分ガ六割飛散致シマシテ、其ノ殘ル成分ガ唯四割ト云フコトニ相成ツテ居ルノデアリマスガ、眞ニ之ヲ合理化シタ際ニ於キマシテハ、ドウシテモ其ノ飛散スル部分ガ二割デ、八割ノ有效成分ガ残ルト云フコトニ相成ツテ居ルノデアリマシテ、既ニ農林省内ノ研究ニ於キマシテモ、若シ一町歩一頭當リノ家畜、更ニ進ンデ政府ノ謂フ四百万頭カラ六百万頭ノ大家畜ヲ、日本ノ國內ニ確保シテ參リ國外ニ輸出致シテモ宜シイ、サウ云フ程度マデ研究ガ進ンデ居ルノデアリマス此ノ有畜農業ト云フ農業體系ヲ忘レタ結果、今日國民ガ食糧ノ不安ニ惱ミ、又農家モ、其ノ國家ノ隆昌ノ裏面ニ於キマシテハ、幾多ノ合理化シタ施設ガナケレバナラニ私共ハ過去ノ政治ニ對スル無責任ヲ痛感致スノデアリマス、何レノ國ニ於キマシテス、又社會ノ經濟情勢ノ變化、戰後ノ對策トシテ各國ガ執リマシタ方策ニ於テ、私共

ハ第一ニ此ノ有畜農業ヲ立派ニ活用スルト云フコトハ、一番其ノ國民生活ヲ安定ニシテ國力ヲ強化シタ所以ニアツテ、現ニ亞米利加ハ南北戦争ノ後ニ於テ非常ニ國力ガ疲弊致シタ、今日ノ亞米利加ノ發展、亞米利加ノ國力ノ強化サレタ大ナル原因ノ一ツハ、農牧政策ヲ亞米利加ガ採ツタコトデアル、或ハ獨逸ハ普佛戦爭ノ後ニ土地問題ヲ解決致シマシタノデアリマスガ、是亦今日伊太利ハ食糧ノ完璧ヲ期シ得ナイノデアリマス、未ダニ出來得ナイノデアリマス、又伊太利ハ伊士戦争ノ後ニ於キマシテ工場ノ分布ヲ計畫致シタノデアリマスガ、是亦今日伊太利ハ食糧ノ完璧ヲ期シ得ナイノデアリマス、或ハ千八百年ノ當初ニ於キマシテ、濠洲、加奈陀ノ開墾ニ於テ、歐洲ニハ中歐諸國ニ小麥ガ大洪水ノヤウニ流レ込ンダ、其ノ時ヤハリ何十年カノ歳月ヲ費シテ、有畜農業單一穀菽農業ヲ農業ノ主體ト致シマシタ歐洲ハ、非常ナル打撃ヲ受ケテ、農民ハ四苦八苦ノ苦ミヲ嘗メタ、ソレニ對シマシテ、小麥ガ大洪水ノヤウニ流レ込ンダ、其ノ時ヤハリ何十年カノ歳月ヲ費シテ、有畜農業ヲ經營化シテ、今日世界農村ニ範ヲ垂レテ居リマス丁抹ノ農業政策ナドハ、全ク二百年十ノ歳月ヲ費シテ今日ニ至ツテ居ルト云フコトハ明カズアルノデアリマス、仍テ私ハ今ヤ日本ハ此ノ戰時下ニ於キマシテ、此ノ食糧不安カラ國民ヲ救ヒ、又第三國カラ輸入ヲ仰グ肥料ヲ、自給自足ニ依リマシテ、此ノ肥料部門ニ於キマシテモ、確固タル政策ガ確立致スト云フコトハ、過去ノ世界産業ノ歴史ヲ通ジマシテ、最モ貴キ施設デナケレバナラヌト思フノデアリマスサウ云フ理由カラ考ヘテ見マシタ時ニ、之ニ對スル經費ハ、然ラバドレダケアレバ宜イカト云フコトヲ、私共ノ體驗ノ上カラ所信ヲ披瀝シテ、政府ノ所信ヲ質シタイト思フノノ經費ガ必要ト思フノデアリマス、ソレカデアリマス、私共ハ拓殖計畫ニ於キマシテハ、ドウシテモ二十箇年ノ歳月ト、八億圓ヲ致シマシテ、此ノ青少年ノ有畜農業ヲ訓

練スル爲ニハ、ドウシテモ一年ニ一億圓、二十箇年ニシテ二十億圓ノ經費ガナケレバ、立派ニ其ノ目的ヲ遂行スルコトガ出来ナイト思フノデアリマス、是ハ最小限度ニ於テデアルノデアリマス、現在軍隊ガ軍馬ヲ購入致シマシテ、戰地ヘ持ツテ參リマシテ、血氣ナ軍人ガ戰地ニ於キマシテ其ノ馬ヲ訓練スル際ニ於キマシテ、其ノ訓練ガ、所謂立派ナ力ヲ持ツタ軍人スラ容易デナイ、所謂軍用鍛錬馬ト云フモノハ、昨年ノ議會デ決定致サレマンシテ、今ヤ全國津々浦々ニ、其ノ軍用鍛錬ト云フコトヲヤラナケレバ、其ノ性能ヲ發揮シ得ナイ所ノ狀況ニ相成ツテ居ルノデアリマス、況シテ農民ガ此ノ有畜農業ノ政策ヲ採入レテ、眞ニ米ノ增産、肥料ノ自給自足ヲ計畫スル上ニ於キマシテ、此ノ馴致ト云フコトハ、非常ニ重大ナ大キナ問題ト相成ルノデアリマス、例ヘバ鶏ヲ三十石モアル、此ノ天賦ノ性能ヲ十分發揮サセル上ニ於キマシテハ、ソコニ青少年ノ頃カラシテ、有畜農業ト云フコトノ觀念ヲ牛ヲ飼ヒマシテモ、年ニ十石モアルシ、又肥料ノ處理ノ問題ニ對シマシテ、有效成分八割ヲ残スト云フコトニ對シマシテハ、相當ナル所ノ經驗ヲ持タナケレバ出來ヌノデアリマス、肥料對策、食糧對策、此ノ完璧ヲ期スルノハ、將ニ今日戰後ノ對策トシテ、必ズ必要ナ大キナ問題デアルノデアリマシテ、政府ハ——二十數億ノ金ハ、金ハ多額デアルノデアリマルガ、民間ガ今日家畜ノ飼養費ニ對シテ、一箇年八億圓ノ機牲ヲ拂ツテ居ルコトヲ考ヘテ見マシタ時ハ、其ノ金額ハ決シテ莫大デハナイノデアリマス、併シナガラ戰爭ハ必ず勝チナケレ

バナラヌ、支那大陸ハ必ズ建設シナケレバ
ナラヌト云フ所ノ、國策ガ樹立シタ以上ニ
於キマシテハ、一文モ餘分ナ經費ハ現在私
ハナイト思フノデアリマス、然ラバ此ノ財
源ヲ公債ニ求メルト云フコトモ、洵ニ是ハ
將來國民ノ負擔ト相成ルノデアリマスルカ
ラ、成ベク別途ノ方法ニ於テ、此ノ二十八
億圓ノ金ヲ捻出シナケレバナラヌ、然ラバ
之ヲドウスルカ、是コソ眞ニ政治ノヤリ方
デアリマシテ、吾々ハ馬産ノ獎勵ニ對シテ、
公認競馬ニ依ツテ其ノ費用ヲ捻出シタ如ク、
吾々ハ農產物貨ヲ消費スル過程ニ於キマシ
テ、此ノ二十八億ト云フ金ヲ捻出スルコト
ハ、政府ノ考ヘヤウニ依ツテハ出來得ナイ
コトハナインデアリマス、前内閣ハ、米ガ
不足デアル、米ガ不足デアルナラ節米ヲス
レバ、ソレデ米ガ餘ルデハナイカ、斯ウ云
フ簡單ナ理由カラ、白米禁止令ト云フモノ
ヲ出シテ、今日白米ハ食ヘナイ、併シナガ
ラ七分搗、胚芽米ハ、榮養價ハアルカモ知
レマセヌガ、退行年齢ノ人ニ對シテハ、消
化ガ非常ニ難カシク胃腸病ニナル、サウシ
テ不味イ、デアルカラ孝行ナル子供ハ、所
謂七分搗ヲ買ツテ來マシテ、オ婆サンヤオ
父サンニ食ハセル爲ニ機械ヲ買ツテ、白米
ニシテソレヲ食ハセル、其ノ勞苦ト苦心ト
云フモノハ相當大ナルモノデアル、而モ飼
料トナルベキ貴イ米糠ヤ「コザキ」ハ流失シ
マシテ、大ナル所ノ損失ヲ招ク、所謂飼料ノ
不足ト云フコトモ、サウ云フコトカラ來テ
居ル、一億五千万石ノ日本ノ平時ニ於ケル
米ノ產額ノ中ニ於キマシテ、其ノ三分ノ一
ハ、國民保健ノ上カラ見マシテモ、ドウシ
テモ白米ヲ食ハセナケレバナラヌヤウナ國
情ニアルノデアリマス、ソレデ私ハ此ノ白
米ニ課稅致シマシテ、右四圓ノ課稅ヲ致シ
マスト、一箇年ニ一億四千万圓ト云フ所ノ
金ガ出テ來ルノデアリマス、而モ一石ノ米
ハ、退行年齡ノ人ニ取ツテハ一箇年ノ消費

量デアルノノデアリマス、四圓ヲ拂ツテ年中
白米ヲ食フト云フコトハ、今七分搗ヲ買ツ
テ白米ニスルト云フ、其ノ間ノ勞力ノ消耗
トカ、或ハ貴キ食糧資材ヲ水ニ流失スルト
カ、サウ云フ觀念カラ考ヘテ見マシタ時ニ
ハ、白米ナル特殊ノ食料ヲ食フト云フ際ニ
於キマシテ、一日ニ一錢何厘カノ支拂ト云
フコトハ――白米ヲ食ベル人ハ、年々四圓
ト云フ額ヲ政府ニ納メルコトハ、却テ喜ン
デ出スト云フ結果ニナルノデアリマス、之
ヲ現狀ノヤウニ致シマスルト、「コザキ」ハ水
ニ流失シ、貴キ飼料トナル所ノ米糠ハ流失
致シマシテ、洵ニ勿體ナイト云フコトヲ考
ヘツツモ、總テ人間ハ生命ヲ維持スルト云
フ要求ハ、如何ナルモノヲ超越致シマシ
テ、勿體ナイト知リナガラ、國ノ撻ニ反イ
テマデモヤツテ居ル、是ハ國民ノ現在ノ心
理狀態カラ考ヘマシテ、石圓ノ金ヲ出ス
コトハ、實ニ喜ンデ出スノデアル、是ガ一
年ニ一億四千万圓、其ノ中拓殖經費ニハ四
千万圓、又青少年ヲ訓育スル學校機構ノ改
革ニ對シマシテハ、一億圓、二十年ヤツテ
二十八億ト云フ所ノ、此ノ莫大ナル所ノ金
ハ、簡單ナル所ノ政府ノ方針ニ依ツテ、實
現スルコトガ出來ルノデアリマス

「コトニ重點ヲ置カナケレバナラヌ、サウ考ヘマシタ時ニ、只今學校ニ於テ軍事教練ヲヤツテ居ル、幾多ノ訓練ヲ學校生徒ニセテ居ル、是ト相俟ツテ所謂產業經濟訓練ヲサセルコトガ、現時局下ニ於キマシテ、ドウシテモ必要ナ問題ト思フノデアマス、唯軍事訓練ノミヲヤタツノデハ、眞ノ大陸經濟建設ハ出來ナイノデアリマスカラ、茲ニ生產經濟、產業經濟ノ訓練ヲ學校ノ課程ニ織込ミマシテ、サウシテ纏テ經濟戰練ニ日本ガ優秀ナル地歩ヲ世界ノ上ニ占メテ——東亞ノ建設ハ勿論デアリマス、サウシテ行ツクナラバ、亞米利加ノ現在ノ富ナドト云フモノハ、テンデ問題ニナラヌノデアリマス、サウ云フ考カラ見マスレバ、此ノ拓殖計畫、所謂有畜農業ノ計畫ヲ國民教育ノ上ニ織込ム、サウシテ少クトモ中學校三年以上ノ學生ニ對シマシテハ、只今勤勞奉仕ト云フコトヲヤラセテ居リマスガ、之ヲノ生産勤勞ニ向ハセナケレバナラヌ、假ニ一年六十日間生産勤勞ニ從事シタトシマスレバ、其ノ學生自身ノ衣食ノ費用ガ全部賄ヒ得ルノデアリマス、即チ公立ノ學校ニ入ツタ生徒ハ、中學校三年以上ニナリマスレバ、父兄カラ一厘ノ學資モ貰ハズシテ、立派ニ大學ヲ卒業シ得ル、サウシテ立派ナル體力ヲ以テ社會ニ雄飛シ得ルト云フ、大キナ問題モ裏面ニ伏在シテ居ルノデアリマス、今農村ノ所謂幾多ノ經濟上ノ問題ノ中、最モ重壓ナル問題ハ、子弟ノ教育費デアルノデアリマス、此ノ子弟ノ教育費ハ、ソレニ依ツテ其ノ重壓ヲ除キ得ルノデアリマス、入ラナケレバナラス、其ノ時現在ノ學生ノル者アリ」

境遇ト、軍隊生活ノ境遇ノ上カラシテ、非常ニ變化ガ多イ爲ニ、本人ノ惱ミハ勿論、軍隊自身トシテモ、其ノ訓練ニ非常ニ餘分ナ手數ヲ重ネナケレバナラヌ、是ハ本人ノ爲ニモ、亦國軍ト致シマシテモ、洵ニ遺憾ノ點ガアルノデアリマス、ソレヲ此有畜農業ノ計畫ニ依リマシテ體力ヲ練リ、眞ニ立派ナ體力ヲ以テ學校ヲ卒業シタ場合ニ於キマンテハ、軍ニ於キマシテモ、其ノ基本的體質が出来テ居ルノデアリマスルカラ、軍事訓練モ短期ニシテ立派ナ成果ヲ擧得ルト云フ、裏面ニ大キナ問題ガ伏在シテ居ルノデアリマス、仍テ政府ハ大ナル決意ヲ以テ、長年私共國民ガ要望致シマシタル所ノ牧野ノ開放、牧野ノ利用、而シテ有畜農業ヲ實現化シテ、食糧ノ不安ヲ除キ、飼料ノ供給ヲ圓滑ニシ、以テ國家國民ノ最モ健全ナル所ノ發達ヲ促シ、經濟力ニ於ケモ、國防ノ上ニ於キマシテモ、智力ノ上ニ於キマシテモ、活動力ノ上ニ於キマシテモ、ヤハリ日本國民ノ偉大ニシテ且ツ健全ナル所ノ造り上ゲルト云フコトハ此ノ戰時下ニ於テハ勿論、將來永遠ノ問題トシテ、之ヲ十分御検討ニナラナケレバナラヌ所ノ、大キイ問題デアルノデアリマスルカラ、特ニ此ノ有畜農業ノ派生的裏面ノ問題ニ於キマシテ、若シ政府ノ御答辯ヲ得マスレバ、私ハ幸運致スノデアリマス、之ヲ以テ質問ヲ打切りマス（拍手）

林野等ニ付キマシテ、之ヲ開放シテ牧野ニ改メ、或ハ未ダ利用セラレザル土地ニ對シマシテ牧野ノ設定ヲスル、斯様ナコトヲ致シマスルト共ニ、放牧林ノ方法ヲ用ヒマシテ、林野ノ中ニ馬ヲ放牧シテヤルト云フヤウナ事柄ニ付キマシテハ、是ハ必要ナコトヲ致ト考へマスルカラシテ、將來ニ於テ此ノ點ニ付キマシテハ、十分研究ヲ致シテ見タイント考へテ居ル次第アリマス
次ニ有畜農業ノ知識ヲ普及セシメ、青少年ニ是等ノ知識ヲ普及セシメテ、馬産ノ上ニ貢獻ヲサセルヤウニシクタイト云フ御意ニ付キマシテハ、是ハ極メテ適切ナル御意ト考ヘテ、是等ノ點ニ付キマシテハ、關係ノ當局トモ能ク協議ヲ致シマシテ、其ノ實現ヲ期スルヤウニ致シタikt考ヘル次第アリマス
次ニ馬政ノ關係ニ付テ財源ノ問題デアリマスガ、之ニ付キマシテハ、御承知ノ如クマシテ、是等ノ收入ノ範圍内ニ於テスル體基礎ト致シマシテ、馬政ノ振興ヲ圖ツ云ハシマシテ、昭和十四年度以降ニ於キマシテハ、此ノ納付金ノ金額ニ拘ラズ、之ヲ超過シテ馬政ニ關スル經費ニ支出スルト云フノ方針ヲ執リマシテ、其ノ考ヲ以テ財源ノ關係ヲ振合セテ居ルヤウナ次第アリマス、尙ホ多岐ニ亘ツテ御質問ガアリマシタガ、ソレ等ノ點ニ付キマシテハ、他ノ機會ニ御答ヲスルコトニ致シマス(拍手)
○政府委員子爵舟橋清賢君登壇)只今土田君カラノ御質問ニ付キマシテ、大臣差支ガゴザイマスノデ、私カラ御答申上ゲマス、マシテ、文部當局ト致シマシテ只今實行致御質問ノ、有畜農業獎勵ニ關スル御質問ノ要旨ハ、能ク拜承致シマシタ、ソレニ付キシテ居リマスル點ヲ簡単ニ申上ゲマス

即チ畜産農業ノ教育獎勵ノ見地ヨリ致シ
養ニ付キマシテ、實習研究致シマスル目的
ヨリシテ、只今補助獎勵ノ施設ヲ講ジテ居
リマス、更ニ御質問ノ中ニ、百八十万町歩
ノ牧野ヲ利用スルニ付キマシテ、青少年殊
ニ學生ヲ動員致シマシテ、有畜農業ヲ實習
セシメ、ソレニ依ツテ農產物增收ノ國策ノ
一助ニシテハドウカト云フ、極メテ遠大ナ
ル御計畫方盛ラレテ居ルモノト拜承致シマ
ス、御意見ノ中デ、學生ヲ利用スルト云フ
コトノ御趣旨ハ、極メテ同感デアリマス、
併シナガラ之ニ付キマシテハ學業ノ關係等
モゴザイマス、又經費ノ關係等モゴザイマ
スノデ、影響スル所極メテ大ナルモノガア
ルト信ジマス、就キマシテハ是ガ實行ニ付
キマシテハ、十分ニ研究考慮致シタイト考
ヘテ居リマス（拍手）

○副議長（田子一民君） 杉山元治郎君

（杉山元治郎君登壇）

○杉山元治郎君 私ハ只今上程ニナリマシ
タ牧野法中改正法律案ニ付キマシテ、簡單
ニ質疑ヲ試ミタイト存ジマス、抑牧野法ハ、
昭和六年四月一日法律第三十七號ヲ以テ發
布セラレ、同十四年法律第六十八號ヲ以テ
改正セラレタモノニアリマス、今回ノ改正
ハ、只今大臣ノ御説明ニナリマシタヤウニ、
事變下馬ノ增產竝ニ資質ノ向上ヲ期シマス
ル爲ニ、牧野ノ整備擴大ヲ圖ル必要上爲サ
レタモノニアリマス、其ノ要點ハ、牧野特定地ノ制
度、民有未利用地ノ牧野化、牧野組合ノ機
能強化、牧野經營ノ積極的指導、國營牧野
ノ設置等デアルト考ヘルノニアリマス、ソ
コデ本法案竝ニ之ニ關聯致シマスル事項ニ
付キマシテ、農林大臣竝ニソレ／＼所管ノ大
臣ニ御尋致シタイト存ズルノニアリマス
第一ニ御伺致シタイ點ハ、現在ノ情勢ヲ
以テシテ、果シテ今次ノ馬政計畫ガ順調ニ
遂行シ得ルヤ否ヤ、若シ出來ナイトスルナ

七五·一九四〇年西湖風景照
八九·一九四〇年西湖風景照

ラバ、如何ナル方策ヲ執ルヤト云フ點デアリマス、一寸表面的ニ、又近視眼的ニ考へマスルナラバ、機械ノ進歩發達致シマシタ今日、軍ニ於ケル馬ノ必要性ガ、漸次減少スルノデナイカト思ハレルノデアリマスガ、事實ハ之ニ反對デアリマシテ、日露戰爭ノ際ハ、兵百万ノ動員ニ對シテ、馬十九万頭デアリマシタモノガ、滿洲事變及ビ歐洲大戰デハ、兵百万ニ對シテ、馬二十五万頭ヲ要シテ居ル事實ニ微シマスレバ、近代戰ニハ少クトモ兵百万ニ對シ、馬三十万頭ガ必要デアラウト類推サレテ居ルノデアリマス、若シ大陸ニ於テ數百万ノ兵ヲ動カス爲ニハ、ドウシテモ有能馬モ亦百万頭位保有シテ置カネバナラヌコトハ當然デアリマス、政府ハ曩ニ明治三十九年カラ昭和十三年ヨリ三十年間マニテ三十年間、第一次馬政計畫ニ立テ、幸ニ農家ヲシテ百五十万頭ヲ飼育有セシメタノデアリマス、又昭和十三年ヨリ三十年間ニ期シ、第二次馬政計畫ニ入ツタノデアリマスガ、丁度事變ニ當面致シマシテ、大正十三年ニ飼養戸數百十七戸アツタモノガ、昭和十一年ニハ百七十万戸ナリ、比率ニシテ八分三厘ノ減少トナツテ居減少ラ來シテ居ルノデアリマス、例ヘバ、七年マニテノ五箇年間、平均百五十万頭飼育シテ居タモノガ、昭和十一年ニ百四十三万一千頭ニナリ、比率ニシテ四分六厘ノ減少ルノデアリマス、明治三十三年カラ同三十二年マニテノ五箇年間、平均一箇年ノ生産數ハ、十一万七千頭デアリマスノガ、昭和十一年ノ斃死竝ニ屠殺數合計十一万八千頭デ、遙ニ生産數デアリマス、昭和七年カラ十一年マニテノ五箇年間、平均一箇年ノ生産數ハ、十一万七千頭デアリマスルガ、昭和十一年ノ斃死竝ニ屠殺數合計十一万八千頭デ、遙ニ生産數ラ凌駕シテ居ルノデアリマス、爾來事變トナリ、多數ノ馬ハ徵發サレテ大陸ニ行ツテ居リマスノデ、生産減ハヨリ多クナツテ居ルダラウト察セラレルノデアリマス、然ル

ニ昨年軍馬資源保護法が本議會ニ上程ノ際當局ハ百五十万頭ノ飼育、軍ノ適齡馬五歳乃至十七歳ノモノ、百万頭保有スル目的ヲ以テ進ムト申サレマシタガ、此ノ計畫ガ果シテ順調ニ進ミツアリヤ否ヤ伺ヒタイノデアリマス、私共ノ考デハ減退シテ居ルノデハナカト心配シテ居ルノデアリマス、其ノ理由ハ、馬ノ飼育ガ農家ノ經濟上利益ニナラナイ、ダカラ東北地方ニ於キマシテハ、產馬事業ヲ犠牲產業トマデ申シテ居ルノ位デアリマス、故ニ貧農ニハ飼ヘナインデアリマス、牛ハ馬ヨリ利益ニナリマスカラ漸次馬カラ牛ヘト乗替ヘル傾向ガアルノデアリマス、統計ニ依レバ、牛ハ昭和二年カ六六年ノ五箇年間、平均百四十九万一千頭ノモノガ、昭和七年カラ十年ノ四箇年、平均百五十九万七千頭トナリ、十万六千頭毛増加シテ居ルノデアリマス、然ルニ馬ハ百四十八万九千頭ヲ一步モ出テ居リマセバ、況シテヤ前所述ベマスルヤウニ、徵發馬ノ大陸ヘノ進出、飼料ノ不足竝ニ昂騰、斯ウノ三ツノ案ヨリ方法ガナイト言ハレテ居リシタコトカレ一層ノ減少ヲ豫想サレルノデアリマス、農林大臣ハ或所デ牛馬ヲ減ズルカ、飼料ノ値上カ、政府ガ腹ヲ切ルカ、此ナルヨリ外ナイガ、之ニ對シマスル政府ノ方策ニ順應シテ行カウトスルノデアルカ、其ノ點ヲ併セテ伺ヒタイト存ズルノデアリマス、増産ノ近道ハ、利益ノ少ナイ所ノ飼養家ニ補助ヲ與ヘルコトデアルト考ヘルノデアリマス、勿論軍用保護馬ノ飼育者ニハ、年ニ約四十圓ノ補助金ヲ與ヘラレテ居リマスガ、飼料高、勞銀高ノ今日、補助金ヲ増

加スルノ意思ハナイカ、單ニ保護馬バカリナシニ、保護馬ヲ作出シマス爲ニ、多クノ馬ヲ飼養シナケレバナラナイコトヲ考ヘマスル時ニ、有能馬以外ノモノニ對シテモ、何等カノ保護、援助ヲ與ヘル方法ヲ講ズル必要ハナイカ、此ノ點モ併セテ御伺致シタイト思フノデアリマス(拍手)

第二點ハ、牛馬ノ飼料ニ關シマスル所ノ問題ニアリマス、此ノ點ニ關シテ數箇ノ點ヲ御伺致シタイト存ズルノデアリマス、牛馬ノ飼料ハ、昭和十年ノ調査ニ依リマスルト、飼料供用見込額四百四十餘万噸、其價額一億六千六百万圓ノ中、牛馬ノ飼料トナリマスモノハ二百九十一萬噸デ、總額ノ六割六分ニ當ツテ居ルノデアリマス、所ガ粱、大豆粕、各種ノ配合飼料ノ輸入ニ俟ツテ、他ハ支那產ノ穀、加奈陀及ビ支那產ノ小麦、「ジャワ」及ビ滿洲產ノ玉蜀黍或ハ高粱、大豆粕、各種ノ配合飼料ノ輸入ニ俟ツテ居ルノデアリマス、併シ飼料ハ事變以來價格ノ昂騰ヲ續ケ、九一八ノ物價停止令ノ發セラレル時、既ニ前年ニ比シ三四割ノ騰貴ヲ見テ居ルノデアリマス、價格停止トナリニ原料ノ入手ハ困難トナリ、一方不採算ノ爲配合飼料ヲ中止スル者ガアリ、其ノ後更ニ重要飼料タル穀ノ生産並ニ輸入ガ共ニ激減致シマシタ爲、非常ナ品不足ヲ生ジ、代用品デアル米糠モ亦七分搗ヤ米糠統制法ノ爲出廻方全クナク、闇取引ガ横行シテ居ルヤウナ有様デアリマス、先般豫算委員會ニ於キマシテ、同僚三宅君ガ申上げマシタヤウニ、小麦一貫目ト其ノ皮デアリマス所ノ穀一貫目トガ、同一値段デ取引サレテ居ルト云フヤウナ、馬鹿々々シイコトガ到ル處デ行ハレテ居ルノデアリマス、斯ルコトデ果シテ牛馬初メ家畜、家禽等ノ増産ガ出来ルカドウカ、此ノ點ニ關シテ政府ノ所見ヲ伺ヒタインデアリマス(拍手)私ノ所ハ此ノ飼料ニ關シテ多クノ手紙ガ參ツテ居リマ

ヲ聽イテ戴キマス爲ニ、其ノ一節ヲ讀ムコトニ致シマス、「吾々馬産家ノ目下ノ直面シテ居ル問題ハ、例ノ飼料問題ニテ、是ハ牧野法以上ニ必要ナ大問題ト存ジマス、糠及ビ麴ヲ千五百俵毎年本村ニ購入シテ居リマシタ所、産業組合ヲ通じテ、昨年十月以來今日マデニ漸ク十五俵ノ配給ヲ受ケタニ過ギマセヌ、是ガ爲高價ナ麥ヲ購入シテ、漸ク其ノ不足ヲ補フコトニ致シテ居リマス、併シ是モ制限ガアリマスノデ、ボツ／＼米ヤ糊ヲ煮テ食ベサセテ居ルヤウナ次第アリマス、是ハ已ムヲ得ナイ現象ト存ジマス、大麥ハ皮附一貫目六十七錢、糊ハ正味一貫目七十五錢、其ノ差ハ僅ニ八九錢、豆粕百斤入十六圓九十錢ナリシモノハ恐らく二十二圓以上、是モ手ニ入りマセヌ、麴五圓六十分錢、大阪ニテ時價九圓乃至十圓、是モ殆ド手ニ入りマセヌ、糠一俵四圓ノモノガ、五圓乃至七圓デモ手ニ入ルコトガ難カシク、米不足ヲ憂ヘ、成ベク出荷シテ、此ノ非常時ニ農業報國ノ誠ヲ現ハシタイト考ヘテ居ル醇朴ナル農民達ガ、心ノ中ニ泣キナガラ、糊ヲ瘠セテ行ク所ノ家畜ニ、少シヅツ食ベサセテ居ルヤウナ實情デス、配給機構ハ整備シマシタガ、物ハ配給サレマセヌ、統制價格ニ依リ農產物、米及び炭ハ賣ツテ居リマスガ、併シ肥料モ、飼料モ手ニ入ラズ、而モ少量ノ飼料モ統制價格デハ手ニ入りマセヌ、此ノ現實ヲ政府ハ如何ニシテ解決シテ吳レルノデセウ、農相ノ答辯ハ一片ノ三百代言的技巧ニ通ギナトイ氣ガシマス、岸畜產局長ノ飼料問題ノ答辯ニ、駄畜ヲ整理セヨト、駄畜ノ意義範圍甚ダ不明瞭、善意ニ解釋シテ、老衰シタモノカ、或ハ疲瘠ニ因ル不生產的ノモノノ意味ナラントシテモ、是等モ十分ナ飼料ヲ供スルコトニ依リ、立派ナ

内畜、軍需ニ應ズル至寶優畜モ出來、瘠セレバ又駄畜ニナリマス、飼料難來レバ駄畜ノ淘汰淘ニ名論、併シ農民心理カラ言ヘバ、家畜モ亦家族ノ一因子、之ニ對スル感情ハ人間ニ對スルト殆ド同ジモノデアリ、米不足ニ對シテ駄人ヲ整理シテハト岸氏ニ申上ダタイ位デアリマス」斯ウ云フヤウニ農民ガ申シテ來テ居リマスガ、私ハ以上ノ言葉ノヤウニ、駄畜デモ飼ツテ居リマスナラバ、是ハ家族ノ一員デアリマシテ、家ノ出入リニ馬ガ鼻ヲ鳴ラシテ吳レル時ノ喜ビヲ知ラズシテ、ドウシテ馬ヲ飼フコトガ出来マセウ（拍手）飼料ガナケレバ麥テモ糧デモヤラザルヲ得マセヌ、飼料統制法ガ制定サレ、國策會社タル飼料配給株式會社ノ出來マシタ際、飼料ニ對シテ絶對迷惑ヲ掛ケルヤウナコトハアリマセスト言明シタルニ、今日ノ實情ハ、一體ドウシタルコトデアリマセウ（拍手）政府ノ諸公ハ何ノノ顔ヲ以テ見エルコトガ出來マスカ、飼料政策ノ失敗不徹底ノ結果デアルト考ヘルノデアリマスルガ、之ニ對シテ政府ノ所見如何ニアリマセウカ、一昨日ノ議會ニ農林大臣ハ、肥料ニ對シテハ八月カラモウ心配スルコトハナイ、斯ウ云フコトヲ此ノ壇上カラ申サレ、又ソレガ新聞ニ記載サレテ、多クノ農民ニ安心ヲ與ヘタト思ヒマスガ、今飼料地獄ニ悩ンデ居リマス所ノ多クノ畜産家達ニ對シテ、モウ一度此ノ演壇ノ上カラ、何時ニナツタナラバ飼料ニ對シテハ心配ヲ掛ケルコトハナイト、斯ウ云フコトヲ一ツノ目的トスル所ノ、保税工場會ヲ主體トスル其販會社ノ設立、又大家畜ノ飼料配給ヲ目的トスル全國飼料配給聯合會ノ設立計畫、其ノ他内地麁ノ共販會社、及ビ大連混合ノ共販會社ノ設立計畫等ト、屋上屋ヲ架シ、

飼料ノ配給ガ益、混亂ニ陷ラントシテ居ルノ
デアリマス、政府ハ此ノ際一元的統制ト配
給ノ圓滑ヲ期セラレタイノデアリマスガ、
之ニ對スル政府ノ御所見ヲ御伺シタイノデ
アリマス(拍手)政府ハ曩ニ議會ニ於キマシ
テ、現下ノ飼料事情ニ鑑ミ、必要ナル數量
ヲ確保スル爲、日滿經濟一體ノ方針ニ則リ、
其ノ資源ヲ日滿兩國內ニ於テ自給スル方針
ヲ立テ、以テ飼料ノ需給ノ圓滑ト價格ノ公定
正ヲ期スルト公約サレマシタガ、事實ハソ
レニ相反シテ居ル、如何ナル理由ニ依ルカ、
本年滿洲大豆及ビ穀類ノ出廻ノ惡イノハ、
滿洲特產專管公社ガ出來テ、ソレ等ノ公定
價格ヲ官僚獨裁のニ安ク決定シタ結果デナ
イカ、滿農ハ公社ニ賣ラズニ、密ニ水結シ
タ黒龍江ヲ越エ、露領ニ密賣シテ居ル者モ
アルト云フヤウナ話モ聞イテ居ルガ、サウ
云フコトガアルカ、此ノ頃專管公社ハ餘リ
品物ノ出廻ノ惡イノニ鑑ミテ、價格ノ引上
ヲシテ居ルヤウデアリマスルガ、是ハ又高
クナレバ、又高クナルデアラウト云フ農民
心理ガ逆ニ働イテ、却テ出廻ヲ惡クスルノ
デナイカ、是等ノ點ニ關シマシテ、對滿事
務局ノオ方ガ居リマスルナラバ、御意見ヲ
承リタイト考ヘルノデアリマス、尙ホ飼料
不足ヲ補フ一つノ方法トシテ、山林ノ種實
デアリマスル所ノ、橋、樺、椎、サウシタ
山林ノ種實ヲ採收シテ使用スルナラバ、相
當ノ數量アリト思フノデアリマスガ、之ニ
對シマスル所ノ調查研究ガ出來テ居リマス
ルカ、斯ル立派ナ飼料資源ヲ無爲ニ打捨テ
テ置イテハナラナイノデアリマス、ドウシ
テ見テモ、今日ノヤウナ飼料不足ノ場合ニ
今マデ打捨テラレテ居リマシタ所ノ、此ノ
山林ノ種實ヲ利用スル所ノ途ヲ講ジナケレ
バナラナイト考ヘマスルガ、此ノ點ニ付テ
ノ所信モ承リタイト考ヘルノデアリマス(拍
手)

國防上必要ナル有能馬、特ニ重挽馬ノ充實ヲ目標トシ、又地域的ニ役種別產馬方針ヲ立て、北海道デハ主ニ重種、他ノ廣範圍ノ地方デハ輕種ヲ飼育シテ來タノデアリマス、然ルニ事變勃發ト共ニ、戰地ニ於ケル貴い經驗ノ結果、第二次馬政計畫ヲ根本的ニ改革シ、軍ノ必要ナル馬ハ、低身廣軀、四肢強健ニシテ、負擔力、挽曳力、持久力ニ富ミ、中等體尺者ノ使用ニ便ニシテ、飼用管理ニ容易ナル馬ヲ標準トシ、挽型馬ヲ生産スルヲ以テ第一義トシ、乘型馬ハ平時ニ於ケル軍ノ需要ヲ充スラ目的トシ、之ヲ制限スルト聲明スルニ至リマシタノデ、軍馬ニ適當ナル種類ハ、乘、挽型共ニ中間種タル「アンゴロ・ノルマン」種ガ指定サレルニ至ツタノデアリマス、ソコデ從來重種或ハ輕重ト飼養シテ來タ多クノ地方ハ、此ノ計畫變更ノ爲、幾多ノ犧牲ト損失ヲ蒙ツテ居ルノデアリマス、產馬家ハ今日マデモ非常ニ努力シテ、軍ノ要求ニ應ジ改良シタキ、更サレル、常ニ其ノ後ヲ追ツ掛廻ツテ居ルヤウナ次第デアリマス、昨年軍馬保護法制定ノ際、斯ル障碍ハ必ズ緩和ノ方針ヲ執ルト仰セニナリマシタガ、今日マデニ如何ナル方策ヲ執ラレマシタカ、若シ今日マデ方策ハ執ラレテ居ラナイト致シマスナラバ、今後ニ於キマシテ如何ナル方策ヲ執ルカ、此ノ際多クノ產馬家ノ爲ニ御意見ヲ承リタイト思フノデアリマス

見テモ察セラレルノデアリマスガ、併シ舍
飼ヲ致シマスルト、四肢ガ弱クナリ、又骨
軟症ナドニモ罹り易イコトハ、既ニ御承知
ノ通リデアリマス、軍ノ要求致シマスル所
ノ、有能馬ノ資格ト相反スルノデアリマス、
故ニ是等ヲ補正スル爲ニ、牧野ニ放シ飼ヒ
ヲ致シマスル必要ガアルノデ、政府モ此ノ
法案ヲ提出サレタコトト信ズルノデアリマ
スガ、又舍飼デハ多クノ飼料ト勞力ヲ要シ
マス、今日ノヤウナ飼料不足、勞力不足ヲ
補フ爲ニモ、放牧ノ必要ヲ痛感スルノデアリ
マス、所ガ本法案ニ依リマスト、牧野特
定地ヲ御設ケニナリマスルガ、五十町歩以
上ノ牧野ヲ目標トシテ居ラレマスルノデ、
大牧野對策デ、ソレ以下ノ小牧野ハ、所謂
牧野組合ヲ作ルニシテモ、恩惠ヲ受ケルコ
トガ少イノデナイカ、否、却テ面倒ダケガ增
シ加ハルノデナイカト考ヘテ居ルノデアリ
マス（拍手）七千五百頭ノ種牡馬ト、百万頭
ノ有能馬ヲ保有セントスル大事業デアリマ
スルカラ、大馬產地、大牧野重點主義ヲ執
ラレルト云フコトモ亦已ムヲ得マセヌガ、
軍馬ノ地域的分布調整ノ必要上、又產馬ノ
圓滑ヲ期シマスル爲ニ、牧野組合ヲ作り得
ナイ小牧野ノ利用モ、亦必要ト考ヘルノデ
アリマスルガ、此ノ點ニ關スル政府ノ御所
見ハ如何デアリマスカ

歩デ、總面積ノ一〇%アリマス、是等ノ土地ノ中、混牧林野トシテ、又採草地、放牧地トシテ開放スペキ所ハ、多々アラウト信ズルノデアリマス、曩ニ政府ハ森林法改正ノ際、治水及ビ森林政策ニ支障ノナイ限り、開放スルト云フ御意見デゴザイマシタガ、仄聞スル所ニ依ルト、既ニ内地デ六万町歩、北海道デ二十六万町歩ヲ開放セラレタサウデアリマスルガ、是位デハ今次ノ牛馬増産計畫ニハマダ／＼不足デアルト考ヘルノデアリマス（拍手）此ノ際政府ハ民間未利用地ヲ全部収容シ、牧野化ヲ圖ラレマスルコトハ當然デアリマスルガ、ソレト同時ニ國有森野ノ開放モ亦必要デアルト存ズルノデアリマス、政府ハ今後ドノ程度マデ開放スル所ノ御積リデアルカ、御所見ヲ承リタイモノデアリマス（拍手）

此ノ法案ニ獸醫手養成モ當分ノ中ト書イテ
變後ニ是等ノ獸醫手ノ人達ハ獸醫ニ引上ゲ
ラレルノカドウカ、又曾ニ獸醫科ヲ設置シ
テ居タ、甲種農學校中設備ノ立派ナモノガ
アリマス、例ヘバ私ノ母校デアリマス大阪
府立農學校ノ如キ其ノ一ツデアリマスガ、
是等ノ學校ヲ利用シテ獸醫養成ヲ尙ホ一層
多クスルト云フヤウナ考ガアルカドウカ、
此ノ點文部大臣ノ御意見ヲ承リタイノデア
リマス

ソレト牧野設定トノ間ニ矛盾衝突ノナイヤ
ウニ、今カラ考ヘテ置カナケレバナラナイ
ガ、其ノ邊ニ對スル所ノ政府ノ御所見ハ如
何デアリマスカ

私ハ最後ニ畜種別牧野ヲ造ル考ハナイカ
ト云フコトヲ御尋ヲ致シテ見タイト思ヒマ
ス、本法ニ依リマスト、牧野組合ハ牛馬ノ
受託放牧ヲスルト云フヤウニ規定サレテ
居リマスルガ、混牧シテ居リマス所ノ地方
ノ實情ヲ伺ヒマスルト、牛馬ヲ一緒ニ放牧
スルコトヲ餘り喜ンデハ居ラナイヤウデア
リマス（拍手）ソレハ牛ハ牧野ヲ馬ヨリモ荒
スト云フヤウナ點カラ致シマシテ、馬ヲ飼
フ所ノ者ガ牛ヲ一緒ニ放スコトヲ好ンデ居
リマセヌ、ソコデ法文ニハ牛馬ノ受託共ニ
受ケルヤウニナツテ居リマスガ、是ハ牧野
組合別々ニスルノデアルカ、或ハサウデ
ナシニ混合シテ之ヲ放牧サスノデアルカ、
ソレ等ノ點ニ付テモ御伺スルコトガ出來マ
スナラバ幸ヒデアリマス、尙ホ其ノ外色々
ノ點ガゴザイマスガ、細カイ點ハ委員會ニ
御尋致シタイト思ヒマスガ故ニ、私ノ質問
ハ之ヲ以テ終ルコトニ致シマス（拍手）

（國務大臣島田俊雄君登壇）

○國務大臣（島田俊雄君） 杉山君ノ御質問
ハ極メテ重要ナル點ニ觸レテ居リ、同時ニ
極メテ多岐ニ亘ツテ居リマス、又其ノ質問
ノ内容ハ、相當技術的ノ問題ニ觸レテ居リ
マスカラシテ、私ハ大體ノ點ニ付テ一應ノ
御答ヲ致シマシテ、詳細ノ事柄ニ付テハ、
委員會ニ於テ御答ヲスルコトニ致シタイト
考ヘマスカラ、此ノ點ヲ豫メ御諒承置キヲ
ヒ願タイ

只今御質問中飼料ノ點ニ付キマシテ、地
方ヨリ送ツタ農民ノ手紙ヲ御朗讀ニナリマ
シテ、御質問ニナリマシタ點ニ付キマシテ
ハ、是ハ他ノ機會ニ於キマシテモ屢々申上
ゲテ居ル如ク、今日ノ我國ノ事情ト致シマ
シテ、飼料、肥料、食糧ト云フモノガ、關聯

官報號外

昭和十五年三月八日

衆議院議事速記録第二十一號 牧野法中改正法律案

第一讀會

シタ離ルベカラザル關係ニアルト云フコトハ、是ハ政府ト致シマシテモ、深ク其ノ點ヲ認識致シテ居ル所デアリマス、而シテ此ノ飼料ノ點ニ付キマシテ、殊ニ現今はノ供給ノ點ニ於テ、甚ダ窮屈ナ状態ニナツテ居ル、ソレガ爲ニ家畜ノ數ヲ減少スルト云フヤウナ、遺憾ナル事實ガ現ハレテ居ルト云フコトヲ、憂慮スルト云フ點ニ於キマシテハ、質問者ト政府トハ全ク惑ヲ同ジク致シテ居ルノデアリマシテ、此ノ點ニ付キマシテハ懸命ノ努力ヲシテ、此ノ飼料ノ確保ト云フコトニ付テヤツテ居ルノデアリマス、其ノ事情ニ付テ詳細ナ事柄ニ付キマシテハ、或ヘ杉山君御自身モ亦十分御承知ノコトト思フノデアリマスガ、即チ政府ハ御質問ノ趣意ニ鑑ミ、憂ヲ同ジクシテ、此ノ飼料ノ確保ト云フコトニ付テ、努力ヲ致シテ居ルト云フコトヲ申上ゲテ置キマス、申スマデモナク此ノ粗飼料ニ付キマシテハ、是ハ内地ニ於テ相當ナ供給ガアルノデアリマスケレドモ、濃厚飼料ニ付キマシテハ、遺憾ナガラ内地ノ生産ヲ以テ、此ノ需要ヲ充スコトガ十分出來ナイ爲ニ、外國ヨリシテ輸入ヲ致サナケレバナラヌ部分ガ、相當ニアルノデアリマス、而シテ圓「ブロック」ノ關係カラ、入り得ル所ノモノニ付キマシテモ、昨年ノ満洲ニ於ケル旱害等ノ爲ニ、相當窮屈ニナツテ居ル、而シテ之ヲ第三國カラ輸入スルト云フコトニ付キマシテハ、是ハ所謂物動ノ計畫カラ致シマシテ、正貨ヲ外ニ拂ツテ行カナケレバナラニ俟イデ居ル次第アリマスケレドモ、是等モ出來ルダケノ努力ヲ致シマシテ、輸入ニ俟チ得ルモノニ付キマシテハ、之ヲ輸入ニ

ノ點ニ付キマシテ、未ダ十分畜産家ニ對シ
テ安心ヲ與ヘルト云フコトノ確信ヲ以テ、
御答ラスルノ程度ニ達シテ居ラヌコトヲ、
甚ダ遺憾ト致シテ居リマスケレドモ、出來
得ル限りノ努力ヲ致シマシテ、來年度ノ物
動ノ計畫ノ上ニ於キマシテ、是等ノ點ニ付
次第デアリマス、尙ホ之ニ關聯致シマシテ、
飼料會社ノコトニ付テ、色々御質問ノ意味
ヲ以テ御話ガゴザイマシタガ、現在ノ飼料
ノ事情カラ考ヘマシテ、此ノ飼料ノ配給ノ
機關ニ付テ、尙ホ不十分ナ點ガアルト云フ
コトハ、是ハ御質問ノ通リデアル、隨テ是
等ノ點ニ付キマシテハ、飼料靈給ノ實情ニ鑑
ミマシテ、此ノ飼料配給ノ機關ニ付キマシ
テモ、之ヲ強化充實スルノ點ニ付キマシテ、
十分政府トシテハ考究ヲ致シタイ、サウシ
テ成ベク速ニ此ノ實現ノ方途ニ付テ考ヘテ
見タイ、斯様ニ考ヘテ居ル次第デアリマス
尙ホ軍馬ノコトニ付キマシテ、馬政計畫
ノ新規ニ更新セラレタ結果トシテ、馬ノ種
類ガ變ツタ、斯ウ云フ點ニ付テ、保護ノ點
カラ御質問ガアリマシタガ、是等ノ事柄ニ
付キマシテハ、是ハ技術ノ専門家ノ部分ニ
屬スルコトデアリマスガ、政府ト致シマシ
テハ、新馬政計畫ノ下ニ於テ蒙ムルベキ色
色ナ事情ニ付キマシテハ、之ヲ出來ルダケ
緩和スルト云フ途ニ付テ、考究シテ居ルト
云フ點ダケヲ申上げテ置キマス、尙ホ此ノ
點ニ付キマシテノ詳細ナル事柄ニ付テハ、
委員會ニ於テ十分ニ申上げテ見タイト思ヒ
マズ

ト致シマシテハ、相當纏ツタ面積ノモノヲ
考ヲ以テ、之ヲ必要トハ致ス次第アリマ
スルガ、併シナガラ地方ノ事情ニ鑑ミマシ
テ、小ナル牧野ト雖モ、之ニ對シテ相當ナ
考ヲ以テ、之ヲ必要ナル場合ニハ、特定地
トシテ指定ヲスルト云フヤウナコトニ付テ
ハ、決シテ政府ハ之ヲシナイト云フ方針デ
ハナイノデアリマシテ、ソレニ付テ相當特
定地トシテ指定ヲ致シマシテ、相當ナ保護
ヲスルト云フコトニ付テハ、十分考ヲ致シ
タイト考ヘテ居リマス

尙ホ國有林野ノ開放ニ付キマシテ、縷々
御意見ガアツタノデアリマスガ、國有林野
ニ付テ現在政府ガ考ヘテ居ル程度デハ少
イ、斯ウ云フ事柄ニ付キマシテハ、或ハ左
様ナ御感ジガアルカモ知レマセヌガ、之ニ
付キマシテハ尙ホ十分ニ政府トシテハ検討
ヲ加ヘマシテ、出來得ル限り廣面積ヲ、
所謂牧野ニ對シテ開放スルト云フ考ヲ以テ
検討ラ加ヘテ見タイト思フノデアリマスガ、
現在ハ只今御話ノアリマシタ程度ノモノニ
付テ、研究ヲシテ居ルト云フ次第デアリマ
ス、而シテ此ノ場合ニ於テ、之ニ關聯シテ
混牧ノコトニ付テ御話ガアリマシタガ、御
承知ノヤウニ、又御話ノヤウニ、混牧ト云
フコトハ、實行ノ上ニハ好マナイト云フコ
トハ、實情トシテアリマスケレドモ、併シ
ナガラ政府ト致シマシテハ、此ノ法案ヲ實
施スルト共ニ、混牧ノコトニ付テモ出來ル
ダケ、許ス限り之ヲ認メル、斯ウ云フヤウ
ナ考ヲ持ツテ居ルト云フコトヲ申上ゲテ置
キマス

國務大臣烟俊六君登壇

合シテ居ルト云フヤウナ場合ニ付キマシテ
ハ、決シテ各局割據ノヤウナコトニ陥ラ
イヤウニ、開墾トノ間ニ調和ヲ取ツテ、牧
キヤウニ、調和ヲ圓ルト云フ點ニ付キマシ
テハ、十分遺憾ナキヤウニ致シタイト考ヘ
テ居リマス

尙ホ技術員ニ關係シテ、獸醫師ノコトニ
付テノ御話ガアツタヤウデアリマスガ、是
ハ此ノ次ニ上程サレマスル獸醫師等ノコト
ニ付テ、法律ヲ提案スルコトニナツテ居リ
マスルカラシテ、其ノ點ニ付テ御考慮ヲ願
ヒ、獸醫師ノ問題ニ付キマシテハ、次ニ提
案ヲ爲スベキ法案ニ依ツテ解決ヲシ、當面
ノ急ニ應ジタイト考ヘテ居リマス、尙ホ多
數ノ點ニ付テ御質問ガアツタヤウデアリマ
スケレドモ、是ハ十分ニ調べマシテ、委員
會ノ席上ニ於テ詳細ニ御答ヲシタイト思ヒ
マス（拍手）

（國務大臣如俟六君登壇）

○國務大臣（畠俊六君） 對滿事務局總裁ト
シテ御答ヲ致シマス、滿洲國ニ於キマスル
本年度ノ雜穀ノ收穫ハ減收デアリマシタ爲
ニ、隨テ出廻ガ不十分デアリマシテ、内地
ヘノ供給ハ十分デアリマセヌデシタコト
ハ、事實其ノ通リデアリマス、洵ニ是ハ遺
憾ニ存ズル次第デアリマス、併シ其ノ後滿
洲國側ト密接ニ連絡シ、又ソレドノ方面
モ督勵ヲ致シマシタ結果、最近漸ク順調ニ
向ツテ居ルヤウデアリマスルガ、併シ今後
トモ尙ホ十分ニ注意ヲ致シマシテ、需要ニ
應ズルヤウニ努力ヲ致シタイト考ヘテ居リ
マス

アリマシタガ、是ハ値上ヲシタト云フコト
ハ伺ツテ居リマスガ、細部ノ點ニ付キマシ
テハ、手許ニ資料ヲ持ツテ居リマセヌカ
ラ、是ハ別フ機會ニ政府委員カラ説明ヲサ
セルヤウニ致シタイト存ジマス

次ニ軍馬ノ馬産計畫ノコドニ付テ御質問
ガアリマシタガ、軍馬ハ數次ノ戰役竝ニ多
年ノ經驗ニ鑑ミマシニ、軍ハ持久力ノアル、
所謂骨量ノアル中格馬ヲ必要トスルコトニ
落著イタノデアリマス、今後軍ト致シマシ
テハ此ノ方針ヲ持續シテ參リタイト思フノ
デアリマスガ、何ニ致セ馬産計畫ト云フモ
ノハ、大變長イ年數ヲ要スルモノデアリマ
スカラ、漸ラ追ヒマシテ、順次此ノ方針ニ
依ツテ指導シテ參リタイト考ヘテ居リマス(拍
手)

(政府委員子爵舟橋清賢君登壇)

○政府委員(子爵舟橋清賢君) 只今杉山君
ノ御質問中、文部當局關係ノ御質問ガゴザ
イマシタノデ御答申上ゲマス、御質問ノ要
旨ハ、獸醫技術員ノ不足ヲ補フ目的カラ、
例ヘバ大阪農業學校ノ如キヲ利用スル考ハ
ナイカドウカト云フ御質問デアツタト拜承
致シマス、大阪農業學校ハ、一時獸醫科ノ
廢止ガアリマシタ次第デアリマスルガ、昨
年二部ヲ設置致シマシテ、獸醫技術員ノ養
成ニ努力致シテ居リマス、尙ホ全般的ノ問
題ト致シマシテハ、時局ノ欲望ニ副フ目的
カラ、一般的ノ施設ト致シマシテ、農業學
校獸醫技術員ノ養成施設トシテ、只今具體
案ノ作成ヲ致シマシタ上デ、關係當局ト折
衝スル豫定デアリマス

○副議長(田子一民君) 是ニテ質疑ハ終了
致シマシタ、本案ノ審査ヲ付託スベキ委員
ノ選舉ニ付テ御諮詢致シマス

○服部崎市君 本案ハ政府提出、昭和十二年法律第九十號中改正法律案委員ニ併せ付託セラレンコトヲ望ミマス
○副議長(田子一民君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕
○副議長(田子・民君) 御異議ナシト認メ
マス、仍て動議ノ如ク決シマシタ——日程
第六、輸出毛織物取締法案ノ第一讀會ヲ開
キマス——加藤商工政務次官

第六 輸出毛織物取締法案(政府提出)
貴族院送付) 第一讀會

輸出毛織物取締法案

輸出毛織物取締法

第一條 輸出毛鐵物検査所ハ命令ノ定ムル所ニ
依リ輸出毛鐵物検査所ヲ 検査ニ専務シ

タリモノニ非ザレバ販賣ノ目的ヲ以テ

之ヲ輸出スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事

情ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場

合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 賦賣ノ目的ヲ以テ輸出毛織物ノ
餘出ヲ爲サノ、又レ者ハ命令ア定ムレ

輸出天爲サシロハ考ハ命令ノ定ムハ
所ニ依リ其ノ輸出毛織物ガ前條ノ規定

ニ從ヒテ輸出セラルルモノナルコトニ

付行政官廳ノ檢閱ヲ受クベシ

第三條 主務大臣輸出毛織物ノ輸出ニ關

シ取締上必要アリト認ムルトキハ當該

官吏ヲシテ保稅地域内ニ於テ又ハ店舗、倉庫、工場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ

物品、帳簿其ノ他ノ物件ヲ検査セシム
倉庫工場其ノ他の場所ニ臨機沙

ルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ當該官吏前二條ノ規

定ニ違反シテ輸出毛織物ノ輸出ヲ爲シ

又ハ輸出ヲ爲サントシタル者アリト認

官報號外 昭和十五年三月八日 衆議院議事速記錄第二十一號 輸出毛織物取締法案

昭和十五年三月八日 衆議院議事速記録第二十一號

輸出毛織物取締法案

第一讀會

ムルトキハ被疑者若ハ参考人ヲ尋問シ又ハ犯罪ノ事實ヲ證明スペキ物件ヲ搜索シ若ハ之ガ差押ヲ爲スコトヲ得臨檢、尋問、捜索及差押ニ關シテハ間接國稅犯則者處分法ヲ準用ス

第四條 輸出毛織物ノ検査所ノ印章又ハ記シタル輸出毛織物検査所ノ印章又ハ記號ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ抹消シ、除却シ又ハ隠蔽シタル輸出毛織物ハ之ヲ輸出スルコトヲ得ズ

前項ノ印章又ハ記號ヲ抹消シ、除却シ又ハ隠蔽シタル輸出毛織物ハ之ヲ輸出スルコトヲ得ズ

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第一條、第二條又ハ前條第二項ノ規定ニ違反シテ輸出毛織物ノ輸出ヲ爲シ又ハ輸出ヲ爲サントシタル者

二 前條第一項ノ規定ニ違反シタル者前項第一號ノ場合ニ於テハ犯人ノ所有シ又ハ所持スル輸出毛織物ヲ沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴スルコトヲ得

第六條 正當ノ理由ナクシテ第三條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢、検査、捜索若ハ差押ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 輸出毛織物ニ關スル業ヲ爲ス者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ第五條第一項第一號ノ違反行為ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ超出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第八條 第五條第一項第一號ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニシ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關リ本法ノ全部又ハ一部ヲ準用スルコトヲ得

附 則

第九條 輸出ノ目的ヲ以テ爲ス輸出毛織物ノ移出ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本法ノ全部又ハ一部ヲ準用スルコトヲ得

前項ノ輸出毛織物ヲ除クノ外本法施行前ニ製織シタル輸出毛織物ハ本法施行ノ日ヨリ一月以内ニ輸出毛織物検査所ノ認定ヲ受ケ本法施行ノ日ヨリ六月間第一條及第二條ノ規定ニ拘ラズ其ノ輸出毛織物ヲ輸出スルコトヲ得

〔政府委員加藤鑑五郎君登壇〕

○政府委員(加藤鑑五郎君) 只今議題トナリマシタ輸出毛織物取締法案ニ付キマシテ、提案ノ理由ヲ御説明申上ダマス

本邦毛織物ハ近年異常ナル輸出ノ増進ヲ示シマシテ、輸出品中特ニ將來性ニ富ム商品デアリマスルガ、本品ハ大部分中小工業者ノ生産ニ係リマスル關係上、動トモスレバ粗製濫造ニ陥リ、延イテハ粗悪品ガ輸出セラレマシテ、品質ニ對スル海外ヨリノ苦情ガ少クナインデアリマス、仍テ政府ハ國營ニ依ル精密嚴正ナル輸出検査ヲ實施シマスト

ノ共ニ、其ノ輸出ノ取締ヲ行ヒ、粗悪品ノ輸出ヲ防止致シマシテ、海外市場ニ於ケル聲價ヲ維持シ、進ンデ品質ノ改善向上、並ニ製品ノ恒久化ヲ促シ、以テ本品ノ輸出振興ヲ圖リ、輸出貿易ノ健全ナル發展ニ資セントスルモノニアリマス、以上ノ如キ趣旨ヲ以チマシテ本案ヲ提出シタ次第ニアリマス、何卒御審議ノ上御協賛アランコトヲ望ミマス○副議長(田子一民君)質疑ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス——渡邊玉三郎君
〔渡邊玉三郎君登壇〕

シタコトハ、洵ニ欣快ノ至リデアリマス、
以下數項ニ付キマシテ質問ヲ致サウツル
者デアリマス

第一問ト致シマシテハ「リンク」制度ノ改
善ノ要アリト思フノデアリマス、輸出品ニ對
シマシテハ、或ハ綿ノ個人「リンク」、或ハ毛
織物ノ團體「リンク」制、種々ナル「リンク」
制ヲ布カレテ居ルノデアリマスケレドモ、
今日現在ノ實情トハ全ク即シテ居ナイ、殊
ニ毛織物ノ「リンク」制度ニ於キマシテハ、
數量「リンク」デアリマスカラ、之ニ金額ト數
量ト併用シタル「リンク」制ヲ布ク必要ガ
アリト信ズルノデアリマス、所謂數量「リ
ンク」デアリマスカラ、數量ヲ多ク輸出ス
レバ宜イノデアル、斯ウ云フ所ニ現行法ノ
缺點ガアルト思フノデアリマス、サウシテ
「リンク」ノ期間ガ或ル程度少イノデアリマ
スカラ、其ノ間ニ「リンク」スル必要ガア
ル、隨テ半製品ヲ輸出スルコトヲ好ムコト
ニナル、即チ現在ノ「リンク」制ニ於キマシテ
ハ、半製品獎勵ノ「リンク」制度デアルノデ
アリマス、完成品ノ輸出ハ、生産工程ニ日數
ヲ要シ極メテ不利デアルノデアリマス、又
一面カラ言ヘバ、物ノ輸出ノ「リンク」デア
リマスカラ、只今政府御説明ノ所謂優良ナ
ルモノノ輸出ヲ却て阻碍スルノデアリマス、
物ノ量ヲ輸出スレバ宜イノデアリマスカラ
、數量本位デ優良品ガ出ナイ虞ガナイト
ハ言ヘナイノデアリマス、又現在毛織物ノ
輸出ノ實情カラ申シマスレバ、現ニ海外ヨ
リハ隨分註文ガアル、併シ原料ノ毛ガ「リ
ンク」制度ノ缺點カラ、毛絲紡績ガ中小工
業へ賣テナイ、手ニ入ラナイ、原料ノ毛絲ノ
入手ハ極メテ困難ナル狀態デアル、ソレハ
ドウ云フ譯デアルカト申シマスナラバ、國內

ニ於テ六〇、雙絲ノ毛絲ガ三圓ニ公定サレ
テ居リマス、而シテ之ヲ毛絲デ其ノ儘
出スレバ、二割乃至二割五分高ク賣レ
マス、國內ヨリハ輸出ノ方ガ高イノデアリマス、
更ニ織物ニシテ輸出スレバ、其ノ原絲
ノ代價ハ四圓以上ニ相當スル採算ヲ以テ
續々註文ガアルノデアリマス、併シナガラ
此ノ採算ノ採レル方ニハ註文ガアツテ毛絲
絲ヲ賣ラナイ、道理ニ反スルノハ何ノ理由
カト申シマスレバ、早ク「リンク」セネバナ
ラス、期限ノ關係ニ依ルノデアリマス、又
現在ノ「リンク」制度ト致シマシテハ、其ノ
期限ノアル爲ニ、期限經過ノ時ニハ、商工
省カラ非常ナ御叱リヲ受ケル、其ノ後ハ原
料ヲ配給セナイ、毛絲紡績ガ操業困難ニナ
ル罰則ガアリマスカラ、其ノ輸出證明券ハ
非常ナ高價ナ「プレミアム」ガ付イテ居リマ
ス、其ノ「プレミアム」ノ價格ハ時々變りマ
スケレドモ、原毛ノ代價以上ノ「プレミア
ム」ガ附クト云フ不合理ガアルノデアリマ
ス、「プレミアム」ノ値段、詰リ輸出證明券
ニハ物價統制令ヲ適用シナインデアリマス、
取締ガナインデアリマスカラ、是ハ其ノ期
間ガ來ル度ニ、其會社等ガ買ヒアセル、値
ガ上ツテ來ル、斯ウ云フコトガ洵ニ種々ナ
ル影響トナリ、輸出ヲ阻碍スルノデアリマ
ス、隨テ今私ガ聞ハントスル所ハ、毛織物
ノ「リンク」制ヲ改正スベシト思フノデアリ
個人「リンク」制モ、中小工業ノ責任ニ於テ
マスケレドモ、總チ纖維ノ輸出ニ對スル「リ
ンク」制ハ御改正ヲ行フ必要ガアル、棉ノ
ノ「リンク」制ヲ改正スベシト思フノデアリ
モ出來ルヤウニセラレタイト思フノデアリ
マス、商工當局ノ御所見ハ如何デアリマセ
ウカ御尋致シマス

ビ物價問題ヲ如何ニ考慮サレテ居ルカ、斯
ウ云フ問題デアリマス、民需ノ節約ハ勿論
デアリマスガ、國内ヲ考ヘザルニ於テハ輸
出ト云フ花ハ咲カヌノデアリマス、民需ト
云フ烟ニ、最小限度ノ肥料ヲ與ヘナケレバ、
輸出ト云フ花ニ實ハ結バヌノデアリマス、
即チ民需ニモ研究ト努力ヲ認メル方法ヲ者
ハテハ如何、次ニ九・一八ノ「ストップ」会
デ、輸出品ノ工賃ノ如キモ之ヲ抑制シテ居
ル、即チ輸出手織物生産業者ハ、只今政府
ノ説明モアツタ通りニ、毛織物ニ於キマシ
テハ中小工業ガ多イノデアリマス、隨テ大
工場ノ工費ヲ以テ生産スルモノガ隨分アル、
併シナガラ其ノ工費ナルモノヲ換言スレバ
請負デアル、之ヲ九・一八ノ賃金統制デ抑
テシマツテ居ル、併シナガラ現在ハ輸出ハ
盛ンデアル、採算ハ引合フ、毛絲ヲ渡シ手
織物ヲ引取ル、之ヲ工費利益ト通稱スルノ
デアルガ、之ヲ抑ヘルト云フ不合理ヲ生ズ
ル、昨年ノ平沼内閣時代マデハ、輸出ハ所
謂民需ノ「サービス」的犠牲ヲ以テ輸出致シ
テ居ツクノデアリマス、國際物價ノ情勢ガ
今ハ一變シテ、國內ヨリ輸出ガ高ク吸引サ
レマス今日ニ於キマシテハ、我國ノ物價ヨリ
外貨ヲ獲得スル中小工業ノ生産ニ要スル
工費ヲ抑ヘルコトガ不合理デアル、所謂輸
出ヲ阻礙シ且ツ外貨ヲ遠慮スルノデアル、
速ニ是正サレタキヲ望ムノデアリマス、次
ニ輸出手豫メ計畫セザルモノ、即チ手續キ
ハ統制サレテ居ナイノデアリマスカラ、生
産者ハ輸出品ヲ生産セザルモノハ、毛織物ト
ナツテカラ輸出シヨウト致シマシテモ、國
内ノ物價統制デ生産者ハ抑制サレ、輸出商
如何ニ買ハウト致シマシテモ、生産者ハ國

内物價ノ公定價格ヨリ賣ルコトガ出來ナイ、
隨テ是ガ政府ノ只今說明サレマシタル良品
ヲ輸出スル爲ニ、本法案ヲ提出シタト云
フコトニ付テ大變艱難ラスルデハナカ、
如何ニ品質ガ良クテモ、技術ヲ加ヘタ毛織
物ガ第三國ヘ高ク賣レテモ、生産者ハ如何
ニ努力シテモ、販賣價格ト云フモノハ國內
價格ニ依ツテ抑ヘラレルト云フコトハ、所
謂輸出ノ不振興デアルト信ズルノデアリマ
ス、又規格品以外ノ生産ヲ國內デ禁止スル
コトハ、一ツノ手段デアリマシテ、吾々ハ
肯定致シマス、併シナガラ政府ガ規格ノ絲
ヲ作り、統制スル以前ニアツタモノヲ政府
ガ配給シ、其ノ絲デ作ツテ、規定ノ期間内
ニ作リ上ゲマシタル其ノ製品、其ノ優良品
ヲ規格ヲ制定サレマシタル現在ト致
シマシテハ、ソレヲ賞分之ヲ認メルガ、
三月二十五日ヨリ格外品トシテ懲罰的ニ安
ク査定スル、斯ウ云フヤウナ暴擧ヲ現
在セントシテ居リマス、斯ノ如キ適正
物價ガアルカ、何故ニ生産者ノミ期限ヲ附
スルカ、之ニ付テハ當然商工當局ハ、過去
ニ出來テ居ルモノニ付テハ、之ヲ認ムルコ
トガ適當デアルト思フノデアリマス、此ノ
第二問ノ諸點ニ付キマシテ、明快ナル當局
ノ御答辯ヲ要求スルノデアリマス

第三ハ、軍需及ビ輸出品ノ生産、斯ウ云
フ生産ニ對シマシテハ、毛織物ニハ封緘規
則ガアリマスガ、之ヲ改正スペキデアルト
思フノデアリマス、毛織物ガ民需ノミナラ
ズ國防上必要ナルコトハ申スマデモアリマ
セヌ、此ノ軍需ノ註文、或ハ輸出ノ註文ガア
ケレバナラナイ、許可ヲ得ルコトニナツテ
如何ニ品質ガ良クテモ、技術ヲ加ヘタ毛織
物ガ第三國ヘ高ク賣レテモ、生産者ハ如何
ニ努力シテモ、販賣價格ト云フモノハ國內
價格ニ依ツテ抑ヘラレルト云フコトハ、所
謂輸出ノ不振興デアルト信ズルノデアリマ
ス、又規格品以外ノ生産ヲ國內デ禁止スル
コトハ、一ツノ手段デアリマシテ、吾々ハ
肯定致シマス、併シナガラ政府ガ規格ノ絲
ヲ作り、統制スル以前ニアツタモノヲ政府
ガ配給シ、其ノ絲デ作ツテ、規定ノ期間内
ニ作リ上ゲマシタル其ノ製品、其ノ優良品
ヲ規格ヲ制定サレマシタル現在ト致
シマシテハ、ソレヲ賞分之ヲ認メルガ、
三月二十五日ヨリ格外品トシテ懲罰的ニ安
ク査定スル、斯ウ云フヤウナ暴擧ヲ現
在セントシテ居リマス、斯ノ如キ適正
物價ガアルカ、何故ニ生産者ノミ期限ヲ附
スルカ、之ニ付テハ當然商工當局ハ、過去
ニ出來テ居ルモノニ付テハ、之ヲ認ムルコ
トガ適當デアルト思フノデアリマス、此ノ
第二問ノ諸點ニ付キマシテ、明快ナル當局
ノ御答辯ヲ要求スルノデアリマス

第四ト致シマシテハ、現在ノ毛織物及ビ
毛製品ノ輸出振興ノ爲ニ、民間資本ヲ以テ
輸出毛製品國策會社ヲ設立シ、一元的ニ統
制ヲ圖ル必要アリト認ムルノデアリマスガ、
當局ノ御所見ハ如何ナモノデアリマセウ
カ、即チ御提案ニナリマシタル總テハ、所
謂品質ノ検査デアリマス、是ハ消極的輸出
振興策デアリマスカラ、吾々ハ反対スル者
ニ逆行シテ、積極的ノ方途ヲ講ゼラルベキ
旨アルノ類デアリマス、一元的ニ統制ヲ
求ムルノ支那絲商ニ披ハセ、生産者ノ
手ニ必ズ入ル、サウシテ毛織物ハ整理ヲ必
要ト致シマスカラ、之ヲ整理スル、サウシ
テ輸出商ハ是ノ「メンバー」ニナル、斯ウ云
フヤウニ立體的ニ一元化スル必要ガアル、現
在ノ情勢カラ申シマスナラバ、中小工業ヘ
ケレバナラナイ、許可ヲ得ルコトニナツテ

居ルノデアリマス、是ハ前々内閣時代ニ、
生産調整ノ爲ニ封緘サレタノデアリマスカ
ラ、當時トシテハ已ムヲ得ナイト思ヒマス
ケレドモ、今日ノ現状、即チ絲ガ嚴正ナル
アルト思ヒマス、若シ是ガ商工省當局ノ面
子デ出来ナケレバ、軍需、輸出ヲ製造スル
時ハ——毛工聯ガ受託ヲ認メタ時ニハ、之
御所見ハ如何デアリマセウカ

第五回トシテ、最後ニ絲ノ配給ヲ適正ナ
ラシムル爲ニ、商工當局ハ如何ナル用意ガ
アルカ、政府ハ絲ノ配給等ニ付キマシテハ、
勿論規格ヲ定メテ計畫ヲシテ、サウシテ關
係工業組合聯合會ヲシテ絲ノ配給ヲ自治的
ニ配給セシメナケレバ、斷ジテ必要ノ方面
ヘ物が流レテ行カナイト信ズルノデアリマ
ス、現ニ鐵道省ト致シマシテモ、又遞信大
臣モ見エマスケレドモ、遞信省トシテモ、
或ハ文部省ノ關係デアル女學生ノ服ト致シ
マシテモ、內務省ノ制服ニ致シマシテ
モ、恐ラク今日現在ニ於テハ品ガ不足
カラ、各國特徵ノアル羊毛ガ產出サレルト
思フノデアリマス、所謂我國ノ縊羊國策
ハ、量ニ於テハ自給自足ニ至ラナイデモ、
其ノ特徵ヲ發揮スル時ニ、毛織物ノ發展ガ
アルト思フノデアリマス、英國ノ毛織物ガ
高級デアルト云フ所以ノモノハ、所謂「カシ
ミヤ・ウール」ヲ混入致シマシテ毛織物ヲ造
ル爲ニ、英國ノ製品ガ良イノデアル、又北支
ノ羊毛ハ概シテ惡イト言ハレテ居リマスケ
レドモ「カーペット」用ノ如キハ、殆ド北支
ノ羊毛ガ亞米利加ニ全部輸出サレルト言ツ
テモ過言デナインテアリマス、斯ウ云フ狀
態デアリマスカラ、此ノ我國ノ情勢カラ言
フナラバ、其ノ特徵ヲ現ハス必要ガアルト
ニ對シテドンナ對策ヲ商工省ハ御持チニナ
シテ居ルカ、政府ハ近來工業組合ヲ弱體化
セントスルノデハナイカト云フヤウナ、疑
マデモ持ツ者ガ相當アルノデアリマス、机
上ノ空論ヲ立テマシテ、事業ニ經驗ノナイ
者ガ、數學遊戲トテモ申シマスカ、机上デ
算盤ガ合ツタノダ、サウシテ此ノ絲ノ配給
ヲスルカラ、大衆向ノ必要品デアル「サ
ジ」ノ如キモノハ、一人モ生産スル者ガナ
イト言ツテ宜イヤウナ狀態デアル、斯ウ云
フ物ヲ若シ作ルナラバ、工場ハ三分ノ一モ
操業が出來ナイ、生活ハ勿論出來ナオ、斯

ウ云フ無茶苦茶ノ配給デアリマスカラ、中情ヲシテモ中々御聽入レガナイ、又官廳向ノヤウナ検査ノ嚴シイモノ、手數ノ掛ルモノヲ造ルヨリモ、物ノ不足時代デアリマスカラ、頭ヲ使ハズニ唯規格品ヲ造レバ賣レルノデアリマス、頭ヲ使ハヌ方ガ樂デアリマス、斯ウ云フ風ナ工場ガ輸出品ヲ生産シタナラバ、輸出ハ衰亡スルコトハ明ナモノデアルト私ハ信ジマス、複雜多岐ナル毛織物ノ實情ニ即セザル配給ヲ改メルコトガ急務デアリマス、統制時代ニ即スル爲ニ工業組合ヲ獎勵シ、過去ニ於テ十數年前カラ、統制時代ガ來ル時ニハ工業組合ガ必要デアルト云フノデ、非常ナ獎勵ヲンテ、サウシテ統制ノ最モ必要ナル今日ニ於テハ、工業組合ヲ利用セズニ居ル、商工省ハ如何ナル御考デアルカ、私ハ甚ダ言ヒ過ギカモ知レマセヌケレドモ、内部ノ軋轢ガ斯様ナ結果ヲ來シテ居ルノデハナイカ、即チ商業組合ニハ手形ノ割引、家族使用人ノ貯金、或ハ出資セザル組合ヲ許ス制度ヲ設ケツツ、工業組合ニハ之ヲ要望シテモ、未ダニ其ノ實現ヲ見ナイ如キハ、所謂工業組合ノ熱心ナ係ノ方ガ押サレテ居ル、手形割引等ニ於テモ、商業組合ニ於テハ今度政府ハ提案サレテ居ル、斯ウ云フコトハナゼ工業組合モ同時ニ改正スルヤウニ、御提案ニナラナカツタノデアルカ、私ハ以上申述べマシタル諸點カラ考ヘマシテモ、工業組合ニ實際ノ配給ヲ掌ラセナケレバ、到底絲ノ配給ハ圓滿デナイト思フノデアリマス、政府ハ唯輸出振興ノ爲ニ織物ノ嚴格ナル検査ヲスルノダ、斯ウ云フ消極方面ダケニ墮セズニ、積極方面、即チ今日ノ實情ニ即シタル輸出振

興策ヲ立テラレントヨリ望ムノデアリマス、
シマシタル諸點ニ付キマシテ、ソレドモ明
快ナル御答辯ヲ要求スル次第アリマス(拍
手)
〔政府委員加藤鎌五郎君登壇〕
○政府委員(加藤鎌五郎君)　只今渡邊君ヨ
リ各方面ニ亘り、多年ノ御経験ニ基イタル
専門的ノ御質疑ガアツタノデアリマスルガ、
此處デハ極ク大綱ニ付テノミ御答致シマシ
テ、何レ委員會ニ於テ詳細ニ御答致シタイ
ト存ズル次第アリマス、第一ハ「リンク」
制度ヲ改善シテハドウカト云フ御質問デア
ツタヤウニ思ヒマスルガ、毛織品ノ「リン
ク」制ハ、實施以來相當ノ效果ヲ挙ゲテ參
リマシタガ、今後ハ海外市場ノ狀況、原毛
輸入ノ關係、其ノ他ノ狀況ノ變化モゴザイ
マスルガ故ニ、内容制度ニ於テモ、今後相
當ノ改善ヲ致サナケレバナラヌト存ジマス
ル、殊ニ只今ノ數量ノミノ「リンク」ヲシテ居
ツテハイカヌデハナイカ、金額ト云フモノ
ヲ考ヘナケレバナラヌデハナイカ、期限ガ
短イデハナイカ、高級品ヲ出サナケレバナ
ラヌデハナイカト云フヤウナ御議論ニ至リ
マシテハ、洵ニ御尤モデアリマシテ、政府
ト致シマシテモ今後渡邊君ノ御説ニ從ヒマ
シテ、慎重考慮ヲ致シマシテ、「リンク」制
ノ改善ヲ期シタイト存ズル次第ゴザイマ
ス
次ニ渡邊君ハ輸出ノ振興上、國內物價ト
輸出物價ノ關係ニ付テノ御質問デゴザイマ
シタガ、御承知ノ如ク輸出物價ハ、國內ノ
物價統制トハ、常ニ密接ナル關聯ノ下ニ考
ヘナケレバナラヌノデアリマスルガ故ニ、
今後トモ輸出市場ノ情勢ノ推移ニ伴ヒマシ

イト考ヘテ居ル次第デアリマス
次ニ毛織物ノ封緘規則ノ改正ニ關シマシ
テノ御質疑ガアツタノデアリマスルガ、國
内民需ノ毛絲ノ配給機構ガ段々良クナルニ
從ヒマシテ、封緘ノ必要モ段々減ジテ參ツ
タヤウニ存ゼラレルノデアリマシテ、且下
是ガ改廢ニ付キマシテハ、相當考慮致シテ
居ル次第デアリマス、併シ差當リ軍需品、
輸出品ノ製造ニ不便ノナイヤウニスル爲ニ、
本規則ノ運用ニ付キマシテハ、地方廳ニ對
シテ適切ナル指示ヲ、今後致シタイト存ズ
ル次第デゴザイマス
次ニ生絲ノ配給ニ關スル御質問デゴザイ
マシタガ、生絲ノ配給ニ付キマシテハ、漸
次其ノ機構モ改善サレテ參リマシタガ、何
分限ラレタル原料デ、出來ルダケ國內ノ必
要ヲ充タサウト云フノデアリマスルガ故ニ、
今後ハ毛織物規則ノ統制ト、生産計畫ノ具
體化トモ密接ナ關係ガアリマスノデ、是等
ノ點ヲ睨ミ合セマシテ、今後一層適切ナル
方法ヲ講ジタイト存ジテ居ル次第デゴザイ
マス、又輸出毛織物會社ニ付テノ御意見デ
ゴザイマシタガ、拜聽致シマシテ、今後十
分ニ研究致シタイト存ズルノデアリマス、
其ノ他詳細ノ點ニ付キマシテハ、何分專門
ニ瓦ツテ居ルコトデゴザイマスルガ故ニ、
委員會ニ於テ他ノ政府委員ヨリ詳細ニ御答
ヲ致シタイト存ズル次第デアリマス
〔國務大臣小磯國昭君登壇〕

ニ増産スル計畫ヲ以チマシテ、之ヲ六十五万頭
ニ於ケル羊毛ノ純糸牧場ヲ經營シテ居リマス、尙ホ拓
務省ノ管理シテ居リマスル東亞繩羊協會ヲ
シテ、滿洲、北支及ビ蒙疆ニ於ケル羊毛ノ
改良増殖ニ關シ指導セシメツツアリマス、
其ノ業務ノ一班ヲ申上ゲマスルナラバ、滿
洲ニ於テハ龍爪ト云フ所ニ、濠洲繩羊ノ純
糸牧場ヲ經營シテ居リマス、又蒙疆ノ多倫
諾爾ニハ雜種ノ育成牧場ヲ持ツテ居リマス、
其ノ外滿洲ノ移民地ニ對シマシテハ、年々
三千頭乃至五千頭ノ蒙古羊ヲ無償配付ヲシ
ツツアリマス、サウシテ此ノ十五年度ニ於
テハ、更ニ北支及ビ蒙疆ニ一箇所ツツノ牧
場ヲ、新規ニ開設ラスル計畫ニナツテ居リ
マス、左様御諒承ヲ願ヒマス

注意ヲセネバナラニ問題ガ相當アルト思フ
ノデアリマス、ソコデ之ニ對スル政府ノ所
信ヲ伺ツテ見タイト思フノデアリマス
第一ハ新規工夫ノ製品、及ビ見本的輸出
品ニ對スル取扱ノ問題デアリマス、検査ヲ執
行致シマシテ、其ノ合格品ノミガ輸出サレ
ルト云フコトハ、今マデ出テ居リマシタ輸
出品ニ付キマシテハ、其ノ品質ガ向上致シ
マシテ、相當聲價ヲ高メルト云フ效果ハア
ルノデアリマスケレドモ、動トモ致シマス
ルト此ノ検査ノ規定ニ拘束ヲサレマシテ、
新規工夫ノ見本的ナ製品ノ進出ヲ抑ヘテシ
マフ、其ノ爲ニ販路擴張ノ上ニモ支障トナ
ルコトガアルノデアリマス

(副議長退席、議長著席)
殊ニ我國ノ毛織物ノ如キ、新シイ販路ヲ
見付ケテ進出シナケレバナラナイ立場ニア
ルモノハ特ニ斯ウ云フ必要ヲ考ヘルノデア
リマス、而モ其ノ生産方法ガ中小工場ニ於
テ生産サレ、ソコニ創作的ナ技術ヲ特徴ト
シテ持ツテ、サウシタ商品トシテ出テ參ル
ノデアリマスケレドモ、其ノ特徴ヲ生カス
ト云フコトニ相當注意致シマセスト云フト、
私ハ輸出ノ上ニ支障ヲ來スト思フノデアリ
マスガ、之ニ對スル商工省ノ御考ガ伺ヒタ
イノデアリマス

第二點ハ、設備改良ニ付テノ特別ナ考慮
ヲ與ヘラレルカドウカト云フコトデアリマ
ス、本法ノ施行ノ目的ガ品質ノ向上ニアリ
マスコトハ、先程ノ説明ノ通りデアリマス
ルガ、其ノ品質ヲ向上サセルト云フコト
ハ、決シテ検査ノミデハ品質ノ向上ガ達セ
ラレナインデアリマス、ソコデ製造設備ノ
改良モ伴ハネバナラナイト思フノデアリマ
スルガ、我國ノ輸出毛織物ノ製造ハ、歴史

ハナイノニアリマス、特ニ之ヲ經營スル者
ガ多ク中 小工業家ノ經營デアリマスル關係
上、其ノ設備ノ改良ハ必要デアリナガラ、
而モ非常ナ困難ナ事情ニアルノデアリマス、
隨テ設備改良ノ資金ノ融通ノ問題、及ビ織
機改良ノコトニ對シマンシテハ、特ニ政府ニ
於テ考慮ヲ拂ハナケレバ、本法ヲ折角制定
致シマシタ目的ニ副ハナイモノガアルト思
フノデアリマスルガ、此ノ設備改良ニ對ス
ル政府ノ御方針ヲ承リタイノデアリマス
第三ニ承リタイコトハ、毛製品ト原毛ト
ノ「リンク」ノ問題デアリマスル、此ノ問題
ニ付キマシテハ、先程同僚渡邊君カラ御伺

濠洲方面デ買入ヲ希望シテ居ルモノハ、結果人絹織物其ノ他ノ製品デ出テ參ルノデアリマス、斯様ナ輸出先ヲ考慮致シマシタ「リンク」制ヲ相當考慮ニ入レル必要ガアルト思フノデアリマス、此ノ點ニ付キマシテハ、先程ノ渡邊君カラノ質問ノ上ニ更ニ此ノ點ヲ考慮ニ入レテ戴キタイト者ヘルノデアリマス

第四ノ問題ハ圓「ブロック」ヘノ輸出ニキ検査ヲ行ヒ、合格品ノミヲ輸出セントスル方針デアリヤウデアリマスガ、本法ニ依ル検査ガ施行セラルコトニナリマスルナラバ、不合格品モ相當出來ルト思フノデアリマス、特ニ今日マデノ取引ノ事情カラ考ヘマスルナラバ、圓「ブロック」向ノ輸出品ハ一變セラレナケレバナラヌト考ヘルノデアリマス、私ハ圓「ブロック」ヘノ輸出品ハ、検査ヲスルト致シマシテモ、第三國向ト區別ヲシタ検査ヲ行ヒ、第三國向不合格品ト雖モ、輸出ノ出來ルヤウナ方法ヲ講ズベキダト考ヘテ居リマスガ、政府ハ之ニ對シメント考ヘテ居リマスカ、其ノ點御伺シタトイ思フノデアリマス

第五ハ、原料確保ニ付テノ政府ノ所信ガ同ヒタイノデアリマス、是ハ單ニ輸出毛織物ノ問題タケデハナイノデアリマシテ、我國ノ毛織物全體ニ付テノ政策ニ付テ伺ヒタルト同時ニ、重要ナル軍需品デアルコトハ申スマデモナイノデアリマス、併シナガラ日本國ニ於キマシテハ其ノ原料ガ極メテシク、數十年前ヨリ其ノ生産ニ努力シテ居ルニモ拘ラズ、未ダニ其ノ成績ハ十分ニ舉申スマデモナイノデアリマス、昨年カラ目ツテ居ラナイノデアリマス、

滿ヲ通ジマシタ縮羊七箇年計畫等ガ立テラレタトハ申シマスルケレドモ、其ノ目標ト云フモノハ餘り貧弱ニシテ、私ハ日拓務大臣、農林大臣等カラ朝鮮及ビ内地ニ於ケル増産計畫ノ一部ハ承ツタノデアリマスルガ、私ハ更ニ滿洲及ビ支那モ入レタ大キナ此ノ原料ヲ獲得スル所ノ計畫ニ付テドウ云フ御考デアルカラ承リタインデアリマス、私ハ此ノ毛織物ガ缺クベカラザル軍需品デアルト云フ見地カラ申シマスルナラバ、日滿支一體ノ上ニ立テバ、單ニ我國ノ輸出貿易ノ保護ト云フ見地ヨリモ、此ノ軍需品ヲ自給自足スルト云フ見地ニ立ツテ、三百万ヤ五百万ノ軍隊ガ五年ヤ六年動イテ居リマシテモ、「ステープル・ファイバー」ノ混ツタ洋服ヲ著セテ出スコトノナイヤウナ、シツカリシタ羊毛ニ對スル所ノ計畫ヲ立テ欲シイト考ヘルノデアリマス、此ノ點ハ先程渡邊君ノ質問ニ御答ニナリマシタノデアリマスルケレドモ、私ノ質問セントスル立場ハ、所謂輸出品トシテノ特徴ヲ持タスト云ツタ立場ヨリモ、今日ニ付キマシテハ軍需品トシテノ重要ナ此ノ縮毛ノ需給ヲ自給自足出來ル程度ニマデ、日滿支一體ノ上ニ其ノ計畫ヲ立テル必要ガアルノデハナイカル分マデーツ考ヘテ、此ノ點ハ拓務大臣及び對滿事務局總裁アリマスル所ノ陸軍大臣等カラ御答辯ガ願ヒタイト思フノデアリマス

ヨ第三國ニ仰ガネバナラヌ国情ニ置カレテ
居ルノデアリマス、隨テ毛製品ニ付キマシ
テハ、最モ經濟的ニ、而モ有效ニ之ヲ使用
セナケレバナラナイト思フノデアリマス、
軍需ヲ全ウスレバ民需ガナイ、民需ヲ少シ
デモ補ハウトスレバ、軍需ガ全カラズト云
フヤウナ今日ノ時代ニ於キマシテハ、少ク
トモ私ハ軍ト民トヲ切離サズシテ、全ク軍民
共用ノ國民服ノ制定ヲ行ヒ、之ヲ兵役ニ最
モ近接シテ居リマスル所ノ勤勞大衆ニ重點
ヲ置イテ配給シ、サウシテ此ノ國民服ハ直
チニ民間ノ「ストック」ノ形ニシテ置イテ、一
朝事アル時ハ召集サレタ者方直チニ之ヲ著
テ出テ出征スルコトガ出來ルト云フコトニ
シマスルナラバ、是ハ民需ヲ全ウシ、且ツ
軍用ヲ充實セシムル所ノ方法デアルト考ヘ
ルノデアリマス、斯様ニ考ヘマスルナラバ、
今日ノ民需ノ如ク、上流社會ニ於キマシテ
ハ、殆ド純毛品ヲ獨占シテ、サウシテ上流
社會ニハ贅澤ナ純毛ノ洋服ヲ何著モ死藏シ
テ置クヤウナコトガサレテ居ルノデアリマ
スルケレドモ、之ヲモット大衆化スルト同
時ニ、是方直チニ軍需ニ役立ツヤウナ方法
ヲ講ズルコトハ、今日最モ必要ナコトデア
ルト考ヘルノデアリマス、此ノ點ニ付キマ
シテ陸軍大臣ノ御所見ガ伺ツテ置キタイン
デアリマス(拍手)更ニ此ノ國民服制定ノコ
トニ關聯致シテ、私ガ政府ノ意向ヲ質シタ
イト思ヒマスルコトハ、今日現在ニ於キマ
スル如ク極ク缺乏シタル時代ニ於キマシテ
モ、私ハ反毛回収ノ運動ガ十分ニ徹底シテ
居ラスト云フコトヲ考ヘマスル時ニ、商工
省ハ此ノ國民服制定ト同時ニ、此ノ反毛回
收運動ヲ猛烈ニシテ、サウシテ今日ノ上流
社會ニ死藏セシメテアル所ノ一切ノモノヲ

回収シ、サウシテ新シイ國民服トシテ更生シテ出斯必要ガアルト思フノデアリマスルガ、之ニ付テノ御所見ガ承リタイノデアリマスル、以上簡単デアリマスルガ明確ナル御答辯ヲ戴キタイト思ヒマス、私ハ是ニテ質問ヲ打切ルコトニ致シマス(拍手)

(政府委員加藤鑑五郎君登壇)

○政府委員(加藤鑑五郎君) 須永君ニ御答致シマス、須永君ハ毛織物ノ検査ニ當ツテ、見本品若クハ新規商品ニ付テハドウ云フボルガ、毛織物検査ヲ實施シマスルニ付キマシテハ、見本品タルコトガ明カデアル場合ハ、是ハ検査カラ除外致シマス、又新規ノ商品ニ付キマシテ検査ヲ爲シマシテモ、其ノ運用ニ關シマシテハ、何處マデモ輸出獎勵ノ立場ニ立ツテ、適當ニ措置ヲ致シタ伊ト存ズルノデアリマス、併ナガラ假令新規商品デアリマシテモ、其ノ物ガ粗惡デアツタ場合ハ、サウシテ海外ノ聲價ヲ落スヤウナ場合ハ、是ハ不合格トセザルヲ得ヌノデアリマス

次ニ毛織物ノ工場ノ設備ハ、斯ウ云フ毛織物工場ハ中小工業者ガ多數デアルガ爲ニ不完全デアルガ、之ヲ何トカ改善シナケンバナラスト思フノガ、政府ノ所信如何ト云フ御質問ノヤウ承ツタノデアリマス、何分此ノ改善ト云フコトハ、第一ニ金ガ大切デシマシテ、以テ此ノ工場ノ改善ニ資シタイ金融ノ問題デアルト思ヒマスガ故ニ、政府ト存ズル次第ゴザイマス

次ニ「リンク」制ノ問題ニ付テノ御質問デアリマス、是ハ先刻渡邊君ニ御答致シマシテ改正致シマシテ、其ノ融通ヲ一層圓滑ニ致シマシテ、以テ此ノ工場ノ改善ニ資シタ

タ如クデアリマスルガ、更ニ只今ノ御質問
ニ依リマシテ、政府トシテハ一層考慮研究
致シタイト存ズル次第アリマス
次ニ圓「ブロック」向ノ毛織物ニ付テノ検
査ハ、サウ嚴重ニシナクテモ宜イデハナイカ
カ、幾分手心ヲ加ヘテモ宜イデハナイカト
云フ意味ノ御質疑ト存ジマシタ、一應御尤
モナル御質疑デアリマスルガ、現ニ圓「ブ
ロック」ニ對シマシテ、絹織物及ビ人絹織物
ニ對シマシテモ、國營ノ検査ヲ致シテ居ル
關係モアルノデアリマシテ、今回又毛織物
モ其ノ同様ノ立場ニ於テ検査ヲ致ス次第デ
アリマス、殊ニ毛織物ニ對シマシテハ圓「ブ
ロック」ヲ通ジマシテ第三國ニ輸出サレルコ
トニナリマスト、一方ニ於テ検査シ、聲
検査ヲ致シテ居ルニモ拘ラズ、圓「ブロック」
ヲ通ジテ第三國ニ行ク毛織物ガ粗惡ナモノ
デアリマスト、折角一方ニ於テ検査シ、聲
價ヲ維持セントスル趣意ニ相反スルヨトデ
アリマスガ故ニ、圓「ブロック」ト雖モ之ヲ除
クト云フ譯ニハ參ラナイノデゴザイマス
次ニ反毛回収運動デゴザイスルガ、只
今色々御説ヲ承リマシタガ、是ハ政府トシ
テモ助力致シマシテ、御越意ニ副ヒタイト
心得テ居ル次第ゴザイマス（拍手）

的ニ一ツ努力ヲ致シタイト考ヘテ居リマス
(拍手)ソレカラ、日滿支ヲ通ズル羊毛増産計
畫デアリマスルガ、是ハ申スマデモナク、
軍需其ノ他ニ至大ノ關係モアリマスルシ、
殊ニ物動計畫ト見合セマシテ、ソレド^ル各
方面連繫シテ今シツカリ研究モシ、又相當
ノ案モ出來テ居ルノデアリマス(拍手)

〔國務大臣小磯國昭君登壇〕

○國務大臣(小磯國昭君) 先刻渡邊君ノ御
質問ニ對シ御答ヲ申上ダマシタ如ク、拓務
省ハ東亞綿羊協會ノ關係ニ於テ、滿洲北支
及ビ蒙疆ノ羊毛改良及び増加ニ關係ヲシテ
居リマスルカラ、此ノ方面ノ地域ニ關スル
増產計畫ニ關シ、私ヨリ御答ヲ申上ダマス、
滿洲ニ於テハ現在約二百四十萬頭ノ羊ガ居
リマス、之ヲ十年計畫ヲ以テ四百二十萬頭
ニ増加ノスル筈デアリマス、北支ニ於テハ
在來種ガ今日約四百万頭居リマス、蒙疆ニ
於テハ在來種ガ五百四十五萬頭居リマス、
サウシテ東亞綿羊協會ノ努力ニ依リ、今後
八年間ノ目途ヲ以テ、北支ニハ改良種ヲ百
万頭、蒙疆ニハ改良種二百万頭ノ増殖ヲス
ル計畫ニナツテ居リマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 是ニテ質疑ハ終了致
シマシタ、本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ
選舉ニ付テ御諮り致シマス

○服部崎市君 本案ハ政府提出輸出資金及
輸出品製造資金融通損失補償法案ノ委員ニ
併セ付託サレンコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

要塞地帶法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キ
マヌ——吉田海軍大臣

一得
又

第七 要塞地帶法中改正法律案（政府

一 堤塘、棧橋、埠頭、橋梁、道路、運河、
隧道、鐵道又ハ軌道ノ新設又ハ變更
二 水面ノ埋立又ハ干拓

要塞地帶法中改正法律案
要塞地帶法中宜改正案

第十三條 第七條又ハ第九條乃至前條ノ規定ニ依ル許可ニハ條件ヲ附スルコト

第三條中「及第七條第二項ノ區域」ヲ削リ

ヲ得
前項ノ條件ハ國防上必要アルトキハ之

十間」云「五千メートル」ニ「二千」「百五
十間」ヲ「一萬五千メートル」ニ改ム

ヲ變更スルコトヲ得

本部長」ニ改メ「及第七條第二項ノ區域

一條ノ規定又ハ第六條乃至第十一條ノ規定ニ依ル許可ニ附シタル條件ニ違反シタル者ニ對シ、陸軍大臣ハ第十二條

第五條中「及第七條第一項ノ區域」及「及
第二條第二項、第三項、第四項」

ノ規定又ハ同條ノ規定ニ依ル許可ニ附シタル條件ニ違反シタル者ニ對シ原狀

第六條中「第三條及第七條第二項」ヲ「及第三條ニ改ム」

回復ヲ命スルコトヲ得

第七條 何人ト雖要塞司令官ノ許可ヲ得
ルニ非サレハ要塞地帶内水陸ノ形狀又

第十五條トス

ハ別語 特ノ形 沢ニ付接景 枝寫 枝道
若ハ錄取又ハ其ノ複寫若ハ複製ヲ爲ス

第二十條中「禁止及」及「及第七條第二項
違反」ヲ罰リ第十九條_二ヲ「前條二款

定アルモノニ付テハ其ノ規定ニ依ル

第二十一條中「第七條第九條第十一條乃
同條ヲ第十七條トス

「帶内ニ於テ」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ行

至第十五條」、「第七條及第九條乃至第十一條」、「第十六條」、「第十二條」，改

陸軍大臣又ハ要塞司令官ハ特ニ必要ア
シ、ニ、前項、既定ニ依リ退去、命ニ

同條ヲ第十八條トス

ラレタル者ニ對シ要塞地帶内ニ入ルコトヲ禁シ又ハ制限スルコトヲ得

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ
三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金

第九條 要塞地帶ノ第一區内ニ在リテハ
要塞司令官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ左

一 第九條第二號ノ規定ニ違反シタル者ニ處ス

名器一言集

二 第十一條第一號又ハ第五號ノ規定
三 違反シタル者

圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十三條 法人又ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者カ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第十九條第二十條第三號、第五號若ハ第六號又ハ第二十一條第二號若ハ第四號乃至第六號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ス

第二十四條 第十九條、第二十條第三號、第五號及第六號竝ニ第二十一條第一號及第四號乃至第六號ノ罰則ハ其ノ者法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十五條 前二條ノ場合ニ於テハ徵役更ノ告示ニ、「建築中」ヲ「建築等ノ作業中」ニ改メ「禁止」ヲ削リ同條ヲ第二十六條トス

第二十七條 各區ノ區域ヲ標示スル標識ヲ設置スル爲ニ要スル敷地ノ買收及使用ニ關シテハ陸地測量標條例ヲ準用スルコトヲ削ル

第二十九條ヲ第二十八條、第三十條ヲ第二十九條トシ第三十一條ヲ削ル

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム本法ニ依リ新ニ許可ヲ受クルコトヲ要スルコト爲リタル事項ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノニ關シ本法施行ノ際必

要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

(國務大臣吉田善吾君登壇)

○國務大臣(吉田善吾君) 要塞地帶法中改正法律案ノ提案ノ理由ニ付説明致シマス、現行要塞地帶法ハ明治三十二年ニ制定公布セラレ、其ノ後大正四年ニ必要事項ヲ増補セラレタノデアリマスガ、爾後社會一般ノ情勢ノ變化、特ニ軍事方面ノ飛躍的進歩ニ直面致シマシタル今日ニ於キマシテハ、現行法ヲ以テシマシテハ、要塞ノ戰備、軍機ノ保護、特ニ防護ニ對スル諸要求ヲ十分ニ満足セシメ得ザル状況ニ立至リマシタノデ、現行要塞地帶法ヲ次ノ諸點ニ付キマシテ改正スルノ必要ニ迫ラレタル次第アリマス

其ノ要點ヲ擧ガマスレバ、要塞ノ地域ヲ擴大スルコト、禁止制限事項ヲ整理、増補合理化スルコト、及び罰則ヲ社會ノ狀態ニ一致セシムルコト等ニアリマス、要塞區域ノ擴大ヲ致シマスルノハ、最近ニ於ケル兵器資材ノ進歩ト戰鬪方式ノ變化トニ鑑ミ、主トシテ要塞戰闘ノ自由ヲ得ルト共ニ、防諜ノ完璧ヲ期スル爲ニ必要トセラルニ至ツタモノデアリマス、次ニ禁止制限事項ノ整理等ニ付キマシテハ、現行法ノ條規が現在ノ状態ニ即セザルモノガアリマスノデ、整理、増補、合理化セント政スモノデアリマス、罰則ニ付キマシテハ社會ノ現況ト他ノ法律ノ罰則トノ關係ヲ睨ミ合セマシテ、所要ノ點ヲ改正致スモノデゴザイマス、以上ノ如ク改正致サルコトニナリマスレバ、概ニ要塞ノ戰備ト其ノ軍機確保トノ兩目的ヲ達成スル爲、遗漏ナキモノト信ジテ居リマス、御審議ノ上御協賛アランコトヲ御願致シマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 本案ノ審査ヲ付託ス

○議長(小山松壽君) 本案ノ審査ヲ付

ナルモノト信ズル次第デアリマシテ、過般
中央衛生會ニ諮詢ヲ致シマシテ、其ノ答申
ニ基キ立案致シタモノデアリマス、何幸御
審議ノ上速ニ御協賛アランコトヲ希望致シ
マス(拍手)

○議長(小山松壽君) 本案ノ審査ヲ付託ス
ベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮り致シマス

○服部崎市君 本案ハ政府提出、昭和十二年法律第九十號中改正法律案ノ委員二併セ

村託サレンコトヲ望ミマス
○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

○議長（小山松壽君）御異議ナシト呼フ者アリ
〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕
ス、仍テ勧議ノ如ク決シマシタ——日程第
九、字品港域軍事取締法中改正法律案ノ第
一讀會ヲ開キマス——畑陸軍大臣

第九　宇品港域軍事取締法中改正法律
案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會
宇品港域軍事取締法中改正法律案
宇品港域軍事取締法中左ノ通改正ス
「宇品港域軍事取締法」ヲ「陸軍輸送港域
軍事取締法」ニ改ム

ニ掲タル區域ニシテ命令ヲ以テ指定ス
ルモノヲ謂フ

二 村竝ニ其ノ附近ノ水面
同縣西松浦郡伊萬里町、山代町、黒川村、波多津村、大坪村、大川内村、二里村及東山代村、長崎縣北松浦郡志佐町、今福町、星鹿村、調川村、福島村、鷹巣村、上志佐村及御厨村竝ニ其ノ附近ノ水面

第一條及第九條中「字品港域」ヲ「陸軍輸送港域」ニ改ム

第三條中「字品港域」ヲ「陸軍輸送港域」ニ、
同條第一號中「棧橋」ヲ「堤塘、棧橋」ニ、
新設、増設又ハ改修ヲ「新設又ハ變更」
ニ改メ同條第三號及第四號ヲ削ル

第四條 陸軍輸送港域第一區内ニ於テ左
ノ各號ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントス
ル者ハ陸軍運輸部長(陸軍大臣)ノ特ニ定
ムル場合ニ於テハ其ノ指定スル陸軍運
輸部ノ職員トス以下之ニ同ジ)ノ許可ヲ
受クベシ但シ命令ヲ以テ許可ヲ要セズ
ト規定シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
一家屋、工場、倉庫其ノ他ノ工作物
ノ新築、改築又ハ増築
新築、改築又ハ増築

三 用水路、悪水路、溜池、貯水池又
ハ養魚池ノ新設又ハ變更

四 公園、廣場、運動場、競馬場又ハ
飛行場ノ新設又ハ變更

五 土地ノ形質ヲ變更スル土石ノ採掘
又ハ堆積

六 水深ノ變更ヲ生ズベキ物件ノ委棄
又ハ水底ニ於ケル土石ノ採取

七 爆發物ノ使用又ハ爆發物若ハ容易
ニ燃燒スペキ物件ノ運搬、積卸若ハ

八 水面ニ於ケル貯
九 浮標、立標其ノ他航路標識ノ新設
十 船舟航行若ハ繫泊又ハ筏ノ運航
十一 漁獵又ハ採藻
前項ノ不燃質物、爆發物及容易ニ燃燒スベキ物件ノ種類ハ命令ヲ以て之ヲ定ム
第五條中「字品港域」ヲ「陸軍輸送港域」ニ改メ「測量」ヲ削リ同條ニ左ノ一項ヲ加フ
前項ノ場合ニ於テ軍機保護法ニ特別ノ規定アルモノニ付テハ其ノ規定ニ依ル
第七條中「字品港域内ニ立入り」ヲ「陸軍輸送港域内ニ於テ」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ
陸軍運輸部長ハ特ニ必要アルトキハ前項ノ規定ニ依リ退去ヲ命ぜラレタル者ニ對シ陸軍輸送港域内ニ入ルコトヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得
第八條第一項中「字品港域」ヲ「陸軍輸送港域」ニ改メ同條第一項ヲ削ル
第十二條中「字品港域各區及第八條第二項」ヲ「陸軍輸送港域各區」ニ改ム
第十六條 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ從ハザル船舟ノ長又ハ其ノ職務ヲ執ル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第三條ノ規定ニ違反シタル者
二 第四條第一項第一號乃至第九號ノ規定ニ違反シタル者
三 第四條第一項第十號又ハ第十一號ノ規定ニ違反シタル者
四 第五條ノ規定ニ違反シタル者
五 第七條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ從ハザル者又ハ同條第二項ノ規定ニ依ル禁止若ハ制限ニ違反シタル者

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ
千圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第三條ノ規定ニ依ル許可ニ附シタ
ル條件ニ違反シタル者
二 第四條第一項第一號乃至第九號ノ
規定ニ依ル許可ニ附シタル條件ニ違
反シタル者
三 第四條第一項第十號又ハ第十一號
ノ規定ニ依ル許可ニ附シタル條件ニ
違反シタル者
四 第五條ノ規定ニ依ル許可ニ附シタ
ル條件ニ違反シタル者
第十九條中「宇品港域各區又ハ第八條第
二項ヲ「陸軍輸送港域各區」ニ改ム
第二十條 法人又ハ人ノ代理人、使用人
其ノ他ノ從業者が其ノ法人又ハ人ノ業
務ニ關シ第十七條第一號若ハ第二號又
ハ第十八條第一號若ハ第二號ノ違反行
爲ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ
自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ
處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ
第二十一條 第十七條第一號及第二號並
ニ第十八條第一號及第二號ノ罰則ハ其
ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其
ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、
未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ
法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關
シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年
者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
第二十二條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役
ノ刑ニ處スルコトヲ得ズ

